

【※ 】の記載されていない科目は、2008 年度カリキュラム・2012 年度カリキュラム共通で開講されている科目です。

小集団科目

基礎演習	1 回生前期に開講し、35 人規模で編成されたクラスにおいて、共通教材を利用しつつ、専門科目を学ぶにあたって、判例を含む資料の収集、読解などの学習方法や基礎知識を早期かつ確実に修得できることを目標とする。学生によるグループワークや討論もおりまぜて、法学・政治学への関心と理解を促進する。
	1. 「大学での学び方」を理解し、法学の基本的学修スタイルを身につける。 2. リサーチ能力をはじめプレゼンテーション能力やディスカッション能力を身につける。 3. 授業と時間外の諸活動に積極的に参加して、自らが主役として、自らの学びを主体的に作り上げていく力を身につける。
専門演習	専門演習は、3 回生配当の大学後半期における高度の専門教育であり、各自の自主的・自発的学習の場である。通年 4 単位を履修し、専門演習レポートを提出し、その審査によって単位を認定する。専門演習の開講科目・クラス編成は、2 回生後期に決定する。
	1. より専門的な学修を基礎に、深い考察と緻密な議論ができるようになる。 2. 人間関係の築き方をはじめ、自分の主張を理解してもらうための工夫や、他者との調整の仕方などを振り返りつつ、豊かな人格形成に努める。
卒業研究・論文	卒業研究・論文は、4 回生配当科目であり、専門演習の単位を取得したものが、4 回生時にさらに自己の専門学習を深める場であり、卒業論文を提出し、その審査結果により 6 単位を認定する。3 回生時に選択したクラスと異なるクラスを受講することもできる。
	1. より専門的な学修を基礎に深い考察と緻密な議論ができるようになり、4 年間の学修の総まとめを行うことができる。 2. 人間関係の築き方をはじめ、自分の主張を理解してもらうための工夫や、他者との調整の仕方などを振り返りつつ、豊かな人格形成に努める。

小集団科目（法学科（特修除く））

自主企画演習 【※2008 年度 カリキュラム科目】	本演習は、法学科一般の専門化プログラム（ビジネス・金融法務、環境・生活法、法と人権、法文化、マスコミ・市民活動、政治と社会）を選択した学生が、問題意識を共有する仲間とともに自発的に学修集団を形成し、自主的に授業計画を企画立案し、そして実施することを特色とするものである。
	1. 集団学習の醍醐味である、お互いの学修がほかのメンバーの励みとなって相乗効果を生み出し、その結果を学修成果として残せている。 2. 企画したテーマが十分に追究され、その成果が個人別のレポート等の具体的な形となっており、個人評価が可能である。
自主企画演習 A・B 【※2012 年度 カリキュラム科目】	本演習は、法学科一般の専門化プログラム（ビジネス・金融法務、環境・生活法、法と人権、法文化、政治と市民社会）を選択した学生が、問題意識を共有する仲間とともに自発的に学修集団を形成し、自主的に授業計画を企画立案し、そして実施することを特色とするものである。
	1. 集団学習の醍醐味である、お互いの学修がほかのメンバーの励みとなって相乗効果を生み出し、その結果を学修成果として残せている。 2. 企画したテーマが十分に追究され、その成果が個人別のレポート等の具体的な形となっており、個人評価が可能である。

展開演習	2 回生後期に配置される本科目は、3 セメスターまでに培われた法学部生としての基礎的力量と基本的素養を、特定の専門科目の内容に即して発展させることを目的とする。同時に、3 回生からの本格的な専門研究を演習形式で自主的・自発的に学ぶための基礎的力量を身につけることをもねらいとする。本科目は、このように、法学部生としての専門学修をさらに展開していくための土台を固める場として位置づけられるものである。
	1. 法学部生としての学びのための基礎的力量と基礎的素養を再確認する。 2. 演習形式で自主的・自発的に学ぶための基礎的力量を身につける。

法学ライティング	レポートの作成過程を学ぶことにより、法学部の専門的学習を進めるうえでの基盤となる、論理的思考力、およびそれを支えることばの表現力（リテラシー）を培う。
	1. 論理的思考力とリテラシーを身につける。 2. 学部専門科目を学修するための基礎力を養い、かつ豊かなコミュニケーション力を培う。

小集団科目（司法特修）

ケース&ライティング	司法特修の実定法講義科目で学ぶ法的思考を、事例の分析と、規範論理に則った法学的論証によって結論まで筋道立てて文章表現する方法を実践的に学ぶ。司法特修を 3 クラス（1 クラス 7 0 名程度を想定）に分割し、憲法、民事法、刑事法の分野の教員が、最初の 2 回はそれぞれの担当クラスにおいて授業の進め方と法学的論証に関する一般事項を講義する。その後、それぞれの分野について 4 回程度を 1 つのユニットにし、各クラスをリレーしながら、事例問題を素材に、内容に関する解説と答案作成練習を行う。評価は平常点および到達度検証テストに基づき行う。
	1. 法律専門科目の講義に臨むに際して、必要な事例解決能力および法律学的な文章表現力の基礎を身につける。
プログラム演習 I 【※2008 年度 カリキュラム科目】	【法曹プログラム科目】 司法特修法曹プログラムの学生のみが履修する科目であり、2 回生後期セメスターに履修する。法曹等の法律専門職や公務員試験・資格試験をめざす学生が、憲法・民法・刑法に関して、講義だけでは得られない知識や応用力を身につけるために置かれているものである。
	1. 憲法の科目では、憲法に関する諸問題を法的に解きほぐす能力を獲得する。特に憲法 I ・ II で得た知識をふまえ、人権・統治機構についての代表的な判例・事件について、批判的かつ論理的な考察を深め、その過程を整合的に再現または再構成できる能力を獲得する。 2. 民法の科目では、民法の基礎知識の確認と応用力を身につける。特に具体的なケースに関して、多くの事実関係のなかから必要

	なものを抽出し、そこに適切な法規を適用して妥当な結論を導き出す力、すなわち紛争解決能力を涵養する。また判例を読む力（当該判決の意義や射程範囲などを読み取る力）も身につける。 3. 刑法の科目では、刑法総論の判例と学説を検討する。特に、新たな問題を発見できる力を養う。
--	---

プログラム演習Ⅱ 【※2008 年度 カリキュラム科目】	【法曹プログラム・「プログラム演習Ⅰ」履修者科目】 憲法と行政法、刑法と刑事訴訟法、民法・商法と民事訴訟法など、憲法・刑法・民法などの個別の法領域を超えて、関連する法領域を含む総合的な学習を進める。
	法科大学院既修者コース入学試験に合格できる程度（＝未修者コース1回生修了相当）の基礎学力を修得することを目標とする。 1. 憲法においては、重要判例の正確な理解を獲得するとともに、憲法に関わる諸事例について憲法に基づき考える力を修得する。 2. 民法においては、重要判例の学習を通して、基礎知識のブラッシュアップをはかるとともに、複合的論点や横断的問題にも対処できる応用力の基礎を確実に修得する。 3. 刑法においては、事例と判例を素材に、論点が複合したり総論と各論が交錯する問題領域をとり上げて、刑法の基本をマスターした上でその有機的・総体的な理解ができる力を身につける。

プログラム講義（行政法） プログラム講義（刑事訴訟法） プログラム講義（商法） プログラム講義（民事訴訟法） 【※2008 年度 カリキュラム科目】	プログラム講義は、法科大学院の法律科目試験を念頭において、重要な論点や判例を中心に解説する。
	1. 行政法分野においては、行政法総論・行政救済法についての理解を深化させる。特に「具体的な事案」から行政法的问题を抽出し、解答を与える能力を身につける。 2. 商法分野においては、商法、とくに会社法の理解を深める。 3. 刑事訴訟法分野においては、論点が適切に抽出できる。 4. 民事訴訟法分野においては、民事訴訟法の重要判例の研究を通して民事訴訟法解釈学の基礎的な理解を深める。

小集団科目（公務行政特修）

公務行政演習Ⅰ 【※2012 年度 カリキュラム科目】	小集団クラスでの教員・受講生間および受講生相互間での双方向的な学びを通じて、公務員をはじめとする公共分野において活躍するために必要な能力ないし素養としての、政策立案能力（地方行財政に関する基礎知識を前提に、政策の現状の分析評価を踏まえて政策を立案できること）と法務能力（行政に関わる法令を「使いこなせる」力と政策の立法化に対応できる力）の基礎固めを行う。
	1. 中央地方関係や地方の行政組織に関する基本的事項、政策立案・実施の実態を理解する。 2. 職業としての地方公務員および国家公務員の仕事について理解を深める。 3. 公務員に求められる法務能力の基礎を身につける。

公務行政演習Ⅱ 【※2012 年度 カリキュラム科目】	本演習では、行政法の履修で身につけた基礎的知識を踏まえて、行政法の事例問題等に対応できる応用力を養う。そこで本演習の前半では行政法知識の再確認を行い、後半では具体的問題を扱うことにする。
	1. 行政法の基礎的知識を前提にして、行政法における問題解決能力につながるような応用能力を身につける。 2. 公務員試験、例えば国家総合職（旧Ⅰ種）試験の行政法問題に対応できる能力をつける。

公務行政基礎	公務行政特修の学生を対象とした、小集団科目である。ここでは現代の政治行政問題を扱った基本文献を取り上げ、学生のリーディング能力を高めるとともに、具体的な公共政策を立案・検討しそのレポートを作成することを通じて、政策立案能力の育成をめざし、学生のライティングの訓練をおこなう。
	1. 現代の政治・公共政策に関する新書程度のテキスト1冊をしっかりと読むことができる。また個人で要約とコメントの訓練をする。 2. 政策立案の基本的な手法、そこでの論理的な思考方法を、実習により学ぶ。 3. グループワークにより、小集団での準備・報告・議論などの能力を伸ばす。

プログラム演習Ⅰ 【※2008 年度 カリキュラム科目】	小集団クラスでの教員・受講生間および受講生相互間での双方向的な学びを通じて、公務員をはじめとする公共分野において活躍するために必要な能力ないし素養としての、政策立案能力（地方行財政に関する基礎知識を前提に、政策の現状の分析評価を踏まえて政策を立案できること）と法務能力（行政に関わる法令を「使いこなせる」力と政策の立法化に対応できる力）の基礎固めを行う。
	1. 中央地方関係や地方の行政組織に関する基本的事項、政策立案・実施の実態を理解する。 2. 職業としての地方公務員および国家公務員の仕事について理解を深める。 3. 公務員に求められる法務能力の基礎を身につける。

プログラム演習Ⅱ 【※2008 年度 カリキュラム科目】	本演習では、行政法の履修で身につけた基礎的知識を踏まえて、行政法の事例問題等に対応できる応用力を養う。そこで本演習の前半では行政法知識の再確認を行い、後半では具体的問題を扱うことにする。
	1. 行政法の基礎的知識を前提にして、行政法における問題解決能力につながるような応用能力を身につける。 2. 公務員試験、例えば国家Ⅰ種試験の行政法問題に対応できる能力をつける。

小集団科目（国際法務特修）

国際関係法基礎 【※2008 年度 カリキュラム科目】	レポートの作成過程を学ぶことにより、法学部の専門的学習を進めるうえでの基盤となる、論理的思考力、およびそれを支えることばの表現力（リテラシー）を培う。
	1. 論理的思考力とリテラシーを身につける。 2. 学部の特門科目を学修するための基礎力を養い、かつ豊かなコミュニケーション力を培う。

国際法務演習Ⅰ 【※2012 年度 カリキュラム科目】	2回生後期に配置させる本科目は、3セメスターまでに培われた法学部生としての法学的基礎的力量と基礎的素養、並びに語学力を生かして、専門性と語学力との双方を、相互関連性を持つものとして発展させることを目的とする。この演習では、語学力の法的素養の双方の力を伸ばすことの重要性を認識するものである。
	1. 法学部生としての学びのための法学的基礎的力量と基礎的素養、並びに語学力を再確認する。 2. 演習形式で自主的・自発的に学ぶための基礎的力量を身につける。

国際法務演習Ⅱ 【※2012 年度 カリキュラム科目】	留学あるいはインターンシップなど、海外で一定の学習を行ってきた学生が、そこで得た知識と興味関心に基づき、さらにその知識を深化させるための演習科目である。個々人が留学あるいはインターンシップで学ぶことは様々であり、通常の3・4回生演習では必ずしも個々の学びを伸ばす場を提供しきれないこと、また、それぞれが留学あるいはインターンシップで学んできたことをそのまま放置するのではなく、本学に戻って来た後も、継続的に発展学習させ、本学での学びにつなげるようにする必要があることから開講するものである。 1. 海外での学習体験を、法学部における学びの一環として自分の中で位置づけることができる。 2. 国内での学習だけからは習得することができない、専門知識やものの見方を確実に身につける。
国際法務ライティング 【※2012 年度 カリキュラム科目】	レポートの作成過程を学ぶことにより、法学部の専門的学習を進めるうえでの基盤となる、論理的思考力、およびそれを支えることばの表現力（リテラシー）を培う。 1. 論理的思考力とリテラシーを身につける。 2. 学部の特設科目を学修するための基礎力を養い、かつ豊かなコミュニケーション力を培う。
実践・国際法務 【※2008 年度 カリキュラム科目】	留学あるいはインターンシップなど、海外で一定の学習を行ってきた学生が、そこで得た知識と興味関心に基づき、さらにその知識を深化させるための演習科目である。個々人が留学あるいはインターンシップで学ぶことは様々であり、通常の3・4回生演習では必ずしも個々の学びを伸ばす場を提供しきれないこと、また、それぞれが留学あるいはインターンシップで学んできたことをそのまま放置するのではなく、本学に戻って来た後も、継続的に発展学習させ、本学での学びにつなげるようにする必要があることから開講するものである。 1. 海外での学習体験を、法学部における学びの一環として自分の中で位置づけることができる。 2. 国内での学習だけからは習得することができない、専門知識やものの見方を確実に身につける。
専門科目	
アジア政治史 【※2012 年度 カリキュラム科目】	近現代の東アジア政治史を扱う。アジア政治の問題を考えるにあたって、中国や朝鮮半島などの政治史の流れを知ることが不可欠であろう。帝国主義諸国の世界的展開の中で、東アジア諸国は列強による分割の危機を迎えるが、第二次大戦以後は、中国や朝鮮半島における社会主義諸国の成立や冷戦の激化を迎える。その一方で、1990 年代以降は目覚ましい経済的発展を遂げた。本科目では、そうした東アジア諸国の政治史の諸側面を明らかにする。 1. 近現代の東アジアの政治を俯瞰する視座を獲得する。 2. 政治理論的な諸概念やアプローチを使いながら、東アジア地域の政治の構造的特徴をとらえることができる。
アジア政治史Ⅰ 【※2008 年度 カリキュラム科目】	近現代の中国政治史を扱う。アジア政治の問題を考えるにあたって、中国の近現代の政治史の流れを知ることが不可欠であろう。世界史上の帝国主義段階への到達とともに、中国は列強による分割の危機を迎えるが、この状況の中から新たな民族運動が出現する。本講義では、中国の民族運動・民主化運動の流れを軸に辛亥革命・五四運動に始まる近現代の中国政治史を概観し、その特質と問題点を明らかにする。 1. 20 世紀中国政治を政治史として俯瞰する視座を獲得し、あわせて政治理論との関連で中国政治の構造的特徴を政治学的概念でとらえる。
アジア政治史Ⅱ 【※2008 年度 カリキュラム科目】	中国以外の東アジア諸国における、近現代の政治史を取り扱う。中国以外の東アジア諸国とは、韓国・北朝鮮および東南アジア諸国をさすが、これらの隣国の歴史を知ることが、今日のアジア政治を考える上で重要である。ここでは日本との関係を念頭に置きながら、これらの諸国の近現代史上の基本的事項を説明し、その流れを概観する。 1. 東アジア地域の政治・経済・社会・文化状況が現在置かれている文脈を、政治学の枠組みを使用し読み解いていく方法を学習する。 2. 今後、東南アジアにおける政治現象を見聞する際に、それが何故起きたのかについて複数の可能性を指摘することができる。 3. また、その現象が将来どういう展開をたどるのかについてある程度の展望を持つことができる。
アジア法	アジア法の重要な構成部分である現代中国法（中華人民共和国法）と日本法を中心に扱う。主として具体的な事例、裁判例を通して、日本と中国にかかわる法的問題を扱うことになるが、法制度のみに着目するのではなく、政治・経済・社会文化と法の関わり合いを見ていくことで、より立体的な理解を目指す。 1. 具体的な事例、裁判例における法的問題を正確に把握すること。 2. 日本法と中国法の特徴を説明できること。
アメリカ政治外交史 【※2008 年度 カリキュラム科目】	最も発達した資本主義国とされ、日本との関わりも深いアメリカ合衆国の内政と外交の展開を、この国の成立から現在までを辿りみることによって、この国の政治外交の歴史的理解をはかる。講義の内容としては、①成立期の合衆国の政治、②南北戦争までの内政と外交、③世紀転換期の政治と外交、④ニューディール体制と第2 次世界大戦、⑤戦後政治と外交、があげられる。 1. アメリカ自由主義の特質を、国内政治と対外政策の両面からとらえる。
英文契約実務 【※2012 年度 カリキュラム科目】	基本的な英文売買契約について、売主・買主双方の立場から起草した契約書を比較しながら訳出・解説していく。その後に秘密保持契約・ライセンス契約についても同じく行うことによって、英文契約書に良く使われる単語・フレーズを習得するとともに、どの英文契約書にも頻繁に使用される一般条項（ボイラー・プレート）になじんでもらう。 1. 将来国際取引の場面で役に立つように、基本的な英文契約書の仕組みや英文契約書に特有の表現を身につける。
英米法Ⅰ	本科目では、英米法体系を継受した諸国（英国、米国、豪州等）における法制度全般と公法（憲法、行政法、刑事法等）の特徴を概観する。その際、できる限り、それぞれの国の歴史や社会構造との関わりに留意する。また、常に、日本法との異同や、日本法への英米公法の影響に留意する。具体的に本科目の中で取り上げる項目としては、米国を例にとると、連邦制度、権力分立、法の支配、判例法、司法権の優越（司法審査制）、権利論等が挙げられる。 1. 英米法体系を継受する諸国の歴史や社会構造と関わらせて、各国法制度に関する基本概念を理解できる。 2. 英米公法上の具体的な事件・判例・論文に直接触れる機会をもち、英米公法の考え方を体得する。 3. 英米公法との比較を通じて、日本法の特徴を再認識できる。
英米法Ⅱ	日本やドイツ等の大陸法に対して、アメリカやイギリス等、もともと旧イングランドの法体系を継受した国々（カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・シンガポール・南アフリカ等）では、裁判官が下す判決が、立法府の制定法と同じ効力を持つ。これを、「判例法」主義(case law、common law)という。本講義では、特に英米法における私法分野のうち、日本法の民法の財産法に対応する部分のうち、特に契約法の領域を日本法と対比しながら検討する。また、必要に応じて、特に「救済」(remedy)を扱う際、不法行為法(Law of Torts)・不当利得法(Law of Unjust Enrichment)にも言及する。 1. 大陸法とは異なる思考様式を持つ英米法の概要を理解する。

会社法Ⅰ	会社の組織・運営（ガバナンス）および資金調達（ファイナンス）を対象とする科目である。具体的なテーマとして会社法総論、設立、株式、新株予約権および機関等を取り上げる。
	１．会社法のルールを理解する。 ２．具体的には、どのような内容のルールが設けられているか、なぜそのようなルールが設けられているのか、当該ルールはどのような位置づけを占めるのか、類似のルールと比べてどのような特徴があるのか、当該ルールはどのような機能を担うのか、等について理解する。
会社法Ⅱ	会社の現状・活動の成果を測る計算の制度、資金調達のための社債制度、持分会社の諸制度、組織変更、合併、会社分割、株式交換・株式移転など会社の組織再編・企業結合に関する諸制度を検討の対象とする。
	１．会社法のルールを理解する。 ２．具体的には、どのような内容のルールが設けられているか、なぜそのようなルールが設けられているのか、当該ルールはどのような位置づけを占めるのか、類似のルールと比べてどのような特徴があるのか、当該ルールはどのような機能を担うのか、等について理解する。
海商・航空法	海商・航空法は、運送企業の組織・活動に関する法である。商法の一分野であり、運送企業の関わる人々の利害関係を調整することを目的とする。船舶や飛行機を使用する運送は、国外にも及ぶものであるから、商法や国際海上物品運送法のほか各種の条約などが重要な法源となる。本講義では、海上・航空運送を中心に考察するが、それと関連し、比較すべき商法の陸上運送等の規定についてあわせて取り扱う。
	１．海商法・航空法に属する法規の解釈や学説・判例を理解し、基礎的な運用能力を獲得する。 ２．海商・航空法の一般の民事法とは異なる特質を理解し、この分野における国際的な感覚を得る。
家族法 【※2008 年度 カリキュラム科目】	民法の親族編、相続編に規定されている、家族関係に関する法制度を扱う。すなわち、婚姻、離婚、婚姻外関係、親子、氏と戸籍、相続の原則、相続の効果、遺言と遺留分などである。
	１．家族法の基礎を身に付ける。
GATT・WTO 法	経済活動のグローバル化は、私たちの身近な生活にまで影響を及ぼしつつある。食料や衣料では、輸入なくしては日本人の生活をまかないきれない。それは、同時に犠牲と矛盾を伴っており、国内産業の空洞化や食料の安全性に対する不安として、あるいは、国家間・国内での貧富の格差の拡大と社会の分裂として現れる。これらの問題は、国際社会では国家間の経済摩擦として顕在化し処理されるが、そこで適用されるルールを定め、執行する法的枠組みとしてWTO（世界貿易機関）が存在する。本講義では、WTOの実体ルールと紛争処理の仕組みとを解説し、これに関連して生じる法的論点を取り上げる。
	１．WTO と、その前身である GATT (関税と貿易に関する一般協定) の歴史、実態、GATT/WTO の基本的原則を正確に理解することができる。
環境法Ⅰ	環境権論の展開や環境法の歴史、環境法の基本原則のような環境法の総論分野を講義する。さらに環境問題に関する民事判例を題材として、当該事案から生じる民事法上の問題も取り扱う。法制として、公害健康被害の費用負担、公害罪法、公害紛争処理制度も検討する。
	１．民法（特に不法行為法）の基礎的理解を前提に、それが公害環境訴訟においてどう展開しているかについての基礎的理解の獲得を目指す。 ２．具体的な事件を取り上げて、法（私法・民事法）が公害環境問題で果たしている現実的な機能についての理解も目指す。
環境法Ⅱ	環境基本法に加えて、大気汚染防止法や水質汚濁防止法のような公害法、廃棄物処理法や容器包装リサイクル法のような循環法制、環境影響評価法や土壌汚染対策法や自然環境保全法など基本的な環境に関する諸法、環境問題に関する行政訴訟を学修する。
	１．環境法（特に公法分野）についての知識を獲得する。
基本民法 （民法入門・債権各論） 【※2008 年度 カリキュラム科目】	導入期の民法科目として、入門的な内容（民法の意義、歴史、基本原理、諸制度の概説）に加え、民法の債権編のうち、総則中の「債務不履行」ならびに債権の発生原因である「契約」・「事務管理」・「不当利得」・「不法行為」に関する部分を扱う。契約法の部分では、売買を中心に、契約の成立・効力・解除等について概説する。
	１．民法典第 1 章総則中の「債務不履行」、第 2 章契約、第 3 章事務管理、第 4 章不当利得、第 5 章不法行為の全体像を、大まかに理解する。 ２．民法の基本的な思考方法を身につける。 ３．各条文の要件・効果を正確に理解する。 ４．教科書や判例など、長文の法律文献を読むなど、基本的な学修習慣を身につける。
行政学Ⅰ	現代国家が行政国家とも呼ばれるように、行政府の規模や役割はますます大きくなっている。ここでは、行政を対象とする諸理論がどのような政治的・社会的背景のもとに生まれたのかに着目しながら、その特質を説明する。そのうえで、社会経済の発展と政府機能の拡大、行政組織の構造と動態、人事や財政などの問題について、日本を中心に現状を解説し考察する。
	１．行政学の標準的な知識と分析枠組みを身につける。
行政学Ⅱ	行政府は政府の政策を執行し、またしばしば政策立案にも深くかかわる。国民や社会の諸集団は行政から影響を受け、また行政に対して働きかけようとする。ここでは、理論的な問題にも触れつつ、行政官僚制の役割と権力、政策の立案および執行、行政と議会や市民の関係などの問題について、日本を中心に現状を解説し考察する。
	１．行政学の標準的な知識と分析枠組みを身につける。
行政管理論	組織理論を前提にした行政組織の考察であり、古典的な官僚制の議論を前提とし、行動論、組織論の切り開いた新しい理論的地平をその出発点とする。主として公共セクターの組織を対象として、その組織的特徴を明らかにし、そこで行われる様々な管理行動を分析する。
	１．組織管理について、行政機関を具体的事例に、基礎的な知識を得る。
行政法Ⅰ	国・地方公共団体等は、警察・都市計画・環境保護・消費者保護・教育など様々な活動を行う。本講義では、国民と国・地方公共団体等との法関係の基本原則（法治主義など）、行政作用の法形式（行政計画・行政立法・行政行為・行政調査・即時強制・行政契約・行政指導）、および行政上の義務履行確保手段（行政上の強制執行・行政罰）などを扱う。
	１．行政法特有の非常に抽象的な理論モデルを理解する。 ２．具体的な事例を、最高裁判例と理論モデルの考え方を使って読み解く力を得る。
行政法Ⅱ	国・地方公共団体等の行政活動によって国民に損害が生じた時、国民はどのような救済を求めることができるか。そのうち、国家賠償法では、違法な行政作用にもとづく損害の賠償と、土地収用など適法な行政作用による損失の補償を扱う。行政争訟法では、裁判所による解決である行政事件訴訟と、行政機関による解決でわる行政不服申し立てに関わる問題を扱う。
	国・地方公共団体が行政活動を行う時、それを現実を担当するのは行政組織である。国では内閣を頂点として、地方公共団体では知事・

	市町村長を中心として組み立てられている行政組織は、多くの多様な行政機関・部局から構成されている。構成原理、行政機関相互の関係等を考える。あわせて行政組織を担う公務員に関して、採用・懲戒、権利・義務等を規律する公務員法についても学習する。 1. 行政救済法・行政組織法の基礎的知識を身につけつつ、基本的構造及び概念を理解する。
近代国際政治史	ウエストファリア体制成立から第一次世界大戦までのヨーロッパ及び北米の国際政治の歴史を外交史の観点から概観する。個々の歴史的事実の列挙ではなく、歴史を取り巻く諸要因の解明を中心に講義したい。またアメリカは、今日の国際政治における重要性から特に重視して論じることとする。 1. 18 世紀から 20 世紀当初までの、政治及び外交中の基本的な知識を身につける。
近代政治思想史	政治思想は、それぞれの時代における政治の理解枠組や掲げられた理念を明らかにし、政治における価値とは何かを考える科目である。時代の課題に正面から取り組んだ思想には、今日でも教えられるところが多い。本科目では、西洋近代の著名な理論家を取り上げて、その理論と思想の枠組みや特徴と説明する。その際、保守主義、民主主義などのテーマを選んで設定し、これらの問題に注目した政治思想家について考察することがある。 1. 講義で取り上げるそれぞれの思想家の考え方・主張について理解し、近代国家の特徴について、現在の政治とも関連づけて批判的に考察できる能力を養う。
近代日本政治史	第二次世界大戦の敗戦までの、戦前の日本政治を取り扱う。戦前と戦後の日本の政治構造のあり方は、一方で根本的に異なる側面を持つとともに、それとは逆に連続している局面もみられる。ここでは、近代日本政治史の流れを概観する中から、長期的な視野にたって今日の政治問題に連なる近代天皇制や戦争の問題などについて検討する。 1. 戦前日本政治の基本的仕組みと 15 年戦争期を中心とした日本政治史についての基本的な理解を獲得する。
経済原論Ⅰ	本科目は近代経済学の基礎理論であり、商品の価格形成と資源の効率的配分、絶対価格水準決定を扱うミクロ経済学と、国民経済の構造の解明と GNP などのマクロ変数の決定のメカニズムを扱うマクロ経済学とを対象とするが、「経済原論Ⅱ」との組み合わせのなかで対象の全領域を講義する。したがって、受講者は「経済原論Ⅱ」とあわせて受講することが望ましい。 1. 留保価格と市場価格の関連、および需要曲線と供給曲線の経済的な意味を理解する。 2. 消費者余剰、生産者余剰および総余剰の概念と、その意味を理解する。 3. 競争的な市場取引についての評価とその限界を理解する。 4. 競争的な市場と非競争的な市場における生産者行動の違いを理解する。 5. 市場主義についてのメリットやデメリットについて論理的な考え方ができる。
経済原論Ⅱ	近代経済学の基礎理論であり、商品の価格形成と資源の効率的配分、絶対価格水準決定を扱うミクロ経済学と、国民経済の構造の解明と GNP などのマクロ変数の決定のメカニズムを扱うマクロ経済学とを対象とするが、「経済原論Ⅰ」との組み合わせのなかで対象の全領域を講義する。したがって、受講者は「経済原論Ⅰ」とあわせて受講することが望ましい。 1. マクロ経済の基本的な概念についての用語を知る。 2. マクロ経済の循環と生産物市場・労働市場・金融市場の関連について理解する。 3. 均衡 GDP の決定とその要因について理解する。 4. 主要な一般新聞に掲載される経済記事のアウトラインを理解できるようになる。
経済政策Ⅰ	経済政策を初めて学ぶ学生に、初歩的な経済理論と政策論の関連を中心に、経済政策の意義、経済政策の主体・目的・達成手段等の経済政策の基礎的な内容を講義する。具体的には、短期的かつ長期的な視野から、経済政策の生きた個別事例（失業、不況、インフレ、規制緩和・民営化、財政赤字、貿易摩擦、高齢化問題、人口問題、環境・資源エネルギー問題、軍縮問題）を取り上げて解説する。 1. 「バブルの形成と崩壊」および「デフレーションのメカニズム」を学び、経済政策の役割を理解する。
経済政策Ⅱ	「経済政策Ⅰ」を踏まえ、経済政策に関連する個別理論（ケインズ理論、マネタリズム、サブライサイド経済学、新自由主義、ウェーバー政策科学や現代マルクス主義）をとりあげ、多様な視点からアプローチする。 1. デフレーションの理論とメカニズムが理解できる。 2. 経済政策の理論と現実が理解できる。 3. 最近の賃金・雇用問題が理解できる。
経済法Ⅰ	独占禁止法は、「公正かつ自由な競争」の促進の観点から、企業が守るべき行為規範を定めている。規制緩和の進展によって存在感を増しつつある独占禁止法だが、この法律がなぜ必要なのか、何に役立っているのかといった、この法律の存在意識に関わる疑問に正確に答えられる人は少ない。本科目では、日米の独占禁止法の歴史と現状を概観することにより、独占禁止法の存在意義について考察するとともに、その基本概念や他の政府規制との関係についても解説する。 1. 独占禁止法の存在意義について、歴史的背景を正確に踏まえながら自分なりの見解を持つ。 2. 独占禁止法が、一国の経済体制や法秩序の全体において占める位置についても、理解を深める。
経済法Ⅱ	本科目では、独占禁止法の解釈・運用を解説する。規制緩和の中、独占禁止法の役割が改めて注目され始めている。実務的にも、好むと好まざるとに関わらず、今後の企業法務において独占禁止法の理解は不可欠である。しかし独占禁止法は、必ずしも理解が容易な法律ではない。本科目では、独占禁止法の背景にある政策論を踏まえつつも、できる限り今日的課題に則して、具体的に解説する。 1. 独占禁止法の解釈・運用、立法論上の基本的考え方、諸論点について正確に理解することができる。
刑事訴訟法	刑事裁判を中心に、刑事手続全般を理解し、刑罰を科する手続と人権保障を論ずる。具体的には刑事手続全般を概観したのち、捜査、公訴提起、公判手続、裁判及び上訴・非常救済を個別に論じる。現行刑事訴訟法は、戦前の旧法に比し、英米法化し、近代的な刑事訴訟法の構造の確立、人権尊重の強化がはかられているが、他方では捜査機関等の官権強化になる規定もあるという、二重の性格を持っている。このような視点に加え、犯罪現象の国際化と刑事手続、国際人権法 からの問題提起、司法制度改革との関係などにも留意し、今日の刑事訴訟法の姿、その理論を検討する。 1. 刑事司法手続について、その意義や仕組みについて基本的理解を得る。 2. 日本の刑事訴訟手続の運用状況を理解し、その諸問題について法律を用いて検討し、自身の見解について説得的に表明できる。
刑法Ⅰ（総論）	犯罪と刑罰に関する法である刑法の総論を内容とする。具体的には、刑法の歴史と基本的諸原則、犯罪行為の構造、犯罪を成立させる客観的・主観的要件とそれを妨げる諸事由、刑事責任の基礎づけ、その形式と内容、犯罪実行の諸段階、多数人の犯罪関与、複数の犯罪の競合、刑罰の正当化根拠と内容、適用条件などにつき、立法・学説および判例の動向に留意しつつ検討する。

	1. 刑法学の基本原則や専門用語を正確に理解しつつ、各分野の相互関係も合わせて体系的に理解する。 2. 犯罪の成立要件（行為、構成要件該当性、違法性、有責性）の理論構造を分析し、それを整序できるようになる。 3. 学説の対立状況や判例の趣旨・射程範囲を学習し、理解するとともに、事例問題等の応用問題に対応できるようになる。
刑法Ⅱ（各論）	犯罪と刑罰に関する法である刑法の各論を内容とする。具体的には、個人法益に対する罪として、人の生命、身体、自由、名誉、財産などに対する罪（犯罪類型によっては、胎児や死者に対するものも含む）、社会法益に対する罪として、公共の安全、公共の信用、善良の風俗などに対する罪、国家法益に対する罪として、国家の存立・外交、公務の執行、司法作用、公務の信頼などに対する罪につき、刑法各則（第2編「罪」）の解釈、運用および立法動向について検討する。 1. 基本的な犯罪類型につき、刑法の条文を基礎としながらその特徴と成立要件を理解する。 2. 各犯罪の保護法益を的確に把握するとともに、罪刑法定原則に留意しつつ、条文解釈をめぐる判例、学説を批判的に検討することを通じて、問題となる事案における罪責の所在を論じることができるようになる。
現代国際政治史	第一次世界大戦終了後の国際政治から、第二次世界大戦後の冷戦体制の成立、変容、崩壊の過程を解説する。20世紀の国際政治の変容に、国内社会の発展がどのような影響を与えていたのかという点には、特に注意して検討を加えたいと考えている。 1. 20世紀の国際政治の歴史についての、一通りの知識を得て、現代の問題の歴史的背景を探る能力を身につける。
現代政治思想史	西洋現代の著名な思想家・理論家を取り上げて、その理論と思想の枠組みを説明する。複雑な現代の政治や法律を理解するための手掛りを提供しつつ、エリートと大衆、福祉国家、正義、平等、自由などのテーマをもとに、これらの問題と取り組んだ思想家について考察する。 1. 現代の国家・政治とその中で生きることについての意味を、批判的に考察できる力をつける。
現代日本政治論	現代の日本政治は、社会・経済・国際経済等の変動のなかで、大きな変化と発展を経験しつつ、また多くの課題を抱えてもいる。他の先進工業国との比較においても、日本政治の特殊性が指摘されたり、また共通性が探求されたりしている。本科目は、現状の分析やさまざまな理論的枠組みの紹介をつうじて、日本政治の特徴を明らかにし、分析評価のための視点を提供し、将来に向けての展望を探る。 1. 現代の日本政治と、社会・経済・国際経済等の変動を大まかに理解する。 2. 現状の分析やさまざまな理論的枠組みを理解する。 3. 考察力を養い、思考力を向上させる。
憲法Ⅰ	日本国憲法の存在理由や全体構造（前文、第9章「改正」、第10章「最高法規」）のほか、歴史的な沿革や外国法との比較も多角的に織り込みながら、主として、その基本原理である国民主権と平和主義と人権保障の分野（第1章「天皇」、第2章「戦争の放棄」、第3章「国民の権利及び義務」）の憲法解釈における諸問題を概説する。とくに人権保障の分野については、重要な憲法判例の紹介を織り交ぜながら重点的に解説する。個別の論点について基本原理の相互関係を検討してもらい、全体を通じて日本国憲法に基づく権利と権力の基本的な関係を把握してもらうことを主眼とする。 1. 日本国憲法的基本原理（国民主権、平和主義、人権保障）について、専門的な学識の基礎を着実に習得し、主要な学説や判例について主体的かつ批判的に検討し、それらを通じて獲得された学識を論理的な文章で説明できる程度に、日本国憲法を使いこなせるようになる。
憲法Ⅱ	日本国憲法に基づく権力の構成と抑制の体系を対象として、歴史的な沿革や外国法との比較も多角的に織り込みながら、主に統治の分野（第4章「国会」、第5章「内閣」、第6章「司法」、第7章「財政」、第8章「地方自治」、第9章「改正」、第10章「最高法規」）の憲法解釈における諸問題を概説する。個別の論点について権力の分立の意義を根本的に考察してもらい、全体を通じて日本国憲法に基づく権利と権力の関係を憲法Ⅰとは別の視角から検討してもらうことを主眼とする。 1. 日本国憲法に基づく権力分立の統治の体系について、専門的な学識の基礎を着実に習得し、主要な学説や判例について主体的かつ批判的に検討し、それらを通じて獲得された学識を論理的な文章で説明できる程度に、日本国憲法を使いこなせるようになる。
公共性と市民 【※2008年度 カリキュラム科目】	政治や行政がめざすべき公共性について、政府の機能、社会紛争とその解決など多様な観点から検討するとともに、戦後日本を中心に市民や社会運動による新たな公共性の追求とその実現のあり方を多方面から考察する。民主主義的な市民社会と国家との相互関係の、理念と実態を解き明かす。 1. 「公共性」は政治・法律の根幹にある考え方であり、かつ規範でもあることを理解する。 2. 身近な自分たちの活動領域にも、そうした規範が影響を与えていることや、「公共性」という考え方が社会的関心を喚起する力をもっていることに気づく力を育成する。
公共性論 【※2012年度 カリキュラム科目】	「公共性」は「官」によって独占的に担われるものではなく、政府・企業・市民といった異なるアクターによって実現されるものである。「公共性論」は、「規範」としての「公共性」について学ぶとともに、現実政治における具体的な問題との関連で「公共性」について考察する、学際的かつ総合的な科目である。 1. 政治学・法学の根幹にある考え方（規範）として「公共性」概念を位置づけ、それについての理解を深める。 2. 具体的な政策の作成、評価、分析と関連づけながら「公共性」について考え、政治学・行政学・法学などに関わる総合的な力を養う。
国際環境法	国際環境法は、地球環境の悪化に伴って近年急速に発展してきた国際法の一分野であり、まだ一定の体系が確立しているとはいいがたい。この分野では個々の環境保護条約を個別的に説明したものが多いが、それでは国際環境法の全体像を正しく把握することは困難である。そこで本講義では、国際環境法の歴史と特徴を踏まえてその諸原則を説明し、履行確保や越境環境損害の被害者の救済など、国際環境法の実施の問題をも検討したい。講義に当たっては、国際環境法の背景にある国際社会の現状と、国際環境法と国際法の一般原則との関係を重視する。 1. グローバリゼーションの時代が生み出した地球環境の危機に対して、国際法がどのように対処することができるかという一種の応用問題を解くことができる。 2. 国際法を通じて全地球的な問題の解決に参加する道筋を考えることができる。
国際機構論	あらゆる活動が国境を越えて広がる現代の国際社会において、国家間の利害を調整する国際機構は不可欠の存在となっている。本講義では、国際機構の役割や活動を、国際連合を中心に学ぶ。前半は、総論として国際機構の仕組みを法的な問題を中心に講義し、後半は具体的分野における国際機構の活動を取り上げて授業する。なお、国際機構の活動の中で、人権の擁護は「国際人権法」に、環境の保護は「国際環境法」に、軍縮は「国際法Ⅲ」に譲る。 1. 国際機構に関する国際法制度を理解できるようになる。 2. 国際機構にかかわる国際社会の諸問題や考え方がわかるようになる。

国際私法 【※2008 年度 カリキュラム科目】	渉外的要素を含む私人の活動（国際結婚、国際取引等）をめぐる法律関係について概説する。狭義の国際私法（渉外的私法関係にどの国の法を適用するかを決定する法）の総論（法律関係の性質決定、連結点、反致、公序、適用問題、先決問題等）および各論（外人法、物権、親族、相続等）を中心に講義し、国際民事訴訟法（国際裁判管轄、外国判決の承認・執行、仲裁、国際倒産等）についても言及する。
	1. 国際的な民事事件に対する基本的な理論枠組みを理解し、説明できる。 2. 日本の国際私法に関する条文・判例を元に、具体的な問題に対する解決方法を説明できる。 3. 日々の報道の中から、国際私法的な問題を選定し、その問題の所在が分かる。 4. 企業法務あるいは行政において問題となる渉外的（外国を相手にする）法律関係を、他の法分野との関連性を整理したうえ把握し、適切な対処方法が分かる。
国際私法Ⅰ 【※2012 年度 カリキュラム科目】	この科目は、国際的な民事法関係における法の適用を規律する国際私法の基本構造を検討の対象とする。国境を超える法律関係の性質決定と比較民事法の意義、本国法主義とその前提となる国籍法の概説、入管法を中心とした外国人の公法上の位置づけと外国人の私法上の地位、国際民事法における公序といった総論的課題に続いて、国際結婚、国際離婚、国際親子関係といった国際家族法上の各論的問題を講義する。（2013 年度から、「国籍入管難民法」を本講義に読み替える。）
	1. 国籍法の趣旨を理解し、背景にある歴史的事情も認識ながら、同法を他者に説明することができる。 2. 出入国関連の法を通じ、外国人の日本における法的位置づけを正確に捉え、その人権問題を理解することができる。 3. 難民の国際的な位置づけと、日本のこれまでの取り組みを把握し、今後の政策を考えることができる。 4. 家族法あるいは社会保障法など、外国人の生活に必要な法を、その適用の在り方を含めて理解し、説明できる。
国際私法Ⅱ 【※2012 年度 カリキュラム科目】	この科目は、法の適用に関する通則法（通則法）の解釈問題ならびに国際裁判管轄および外国判決の承認執行の問題を扱う。具体的には、法人を含めた当事者（通則法 4 - 6 条）、各種の契約（通則法 7 - 12 条）、各種の法定債権（通則法 14 - 22 条）、物権・知的財産権（通則法 13 条等）といった国際取引上の重要な法律関係に関する準拠法決定方法論につづき、2011 年度 4 月制定の民事訴訟法 3 条の 2 以下の国際裁判管轄に関する新規定、さらに、民事執行法（22 条、24 条）の外国判決の承認執行を、具体的な判例を交えて検討する。
	1. 国際的な民事事件に対する基本的な理論枠組みを理解し、説明できる。 2. 日本の国際私法に関する条文・判例を元に、具体的な問題に対する解決方法を説明できる。 3. 日々の報道の中から、国際私法的な問題を選定し、その問題の所在が分かる。 4. 企業法務あるいは行政において問題となる渉外的（外国を相手にする）法律関係を、他の法分野との関連性を整理したうえ把握し、適切な対処方法が分かる。
国際人権法	人権は伝統的に個人対国家の脈絡で語られ、国家による保障が基本である。他方で、国際人権保障は、国連の基本目的の 1 つとして、国連活動において大きな成果をあげた分野である。それでは、国際人権保障の意義やはたらき、限界は何なのであろうか。また、国際人権保障から見て日本における人権保障はどのように捉えられるであろうか。個人の人権をいかに保障していくかという問題に各国や国際法がいかに対処し、また影響を受けているかについて考察する。国際人権法の基本的理解を深めつつ、日本の国内手続きを通じた国際人権法の利用可能性についての検討、ならび国際的メカニズムへのアクセスについても検討する。
	1. 人権の構造について理解する 2. 国際社会がなぜ人権を取り扱うようになったかを理解できる。 3. 人権条約は国家に何を求めているのかが理解できる。 4. 国際社会の規範が、どのようにして国家を拘束しているのかを理解できる。 5. 各地域の特色と人権の構造について理解できる。 6. 国際社会が求める人権の保障をより発展させ、あるいは国内の進展について理解する。 7. 国際人権法から見て日本にどのような人権問題が存在するかを理解する。 8. 日本における人権保障で国際人権法がどのような役割を果たすのかを考える。
国際政治論Ⅰ	国際政治の入門的内容を紹介する。国際政治の歴史、研究史、国際政治の基本概念、国際政治の構造、国際政治が直面する課題などを概観する。
	1. 国際政治の代表的理論に通暁すると同時に、理論がどの程度、現実の問題を説明しうるかを検討する能力を身につける。
国際政治論Ⅱ	現代的で重要な国際政治の問題を、政治学的及び国際法的な観点から探る。
	1. 国際政治、特に安全保障問題に関する教科書を自己学習できる程度の知識・理解力を身につける。
国際取引法	国際取引についての理解を深めるために、国際取引の基礎となる物・金・書類の流れに関する基本的システムを国際売買契約に沿って解説し、その後に国際取引に関する仲裁等の紛争解決方法についても学ぶ。次に国際取引の枠組みとなる、WTO、安全保障・環境問題に拘わる条約、国際的税務・国際投資について講義する。
	1. 本講義の終了した後は、日本経済新聞が目から鱗が落ちるように分かる。 2. 国際取引に関連する職業を目指す人、また海外商品国内販売の国内商品海外輸出の起業を目指す人、国際的 NGO・NPO に従事したくなる。
国際法Ⅰ	本講義は、4 単位の半期集中科目であり、国際法総論を扱い、国際法の構造を理解することを狙いとする。本講義は、大きく 2 つの内容から構成される。 「国際法Ⅰ」は、何よりもまず、国際法上の権利義務の中心的な享有主体である国家に焦点をあて、連邦の解体などによる新国家の誕生や一国内の政府の革命的変動に伴って生じる国際法問題を学ぶ。さらに、国家間の外交関係や国家相互間での基本的な権利義務関係（主権、主権免除、管轄権、平等権並びに内政不干渉など）にすすむ。その後で、領土、領海、領空などの国家領域について学び、北方領土問題など日本が抱えている領土問題や境界画定問題について検討する。 以上の学修の上に立って、国際法と国内法の関係、国際法の法源並びに条約法といった国際法の法構造を学ぶ。 本講義の後半では、前半の知識を基礎として、国際法の空間秩序と個人に関する国際法を学ぶ。国際法規が最も現代的な展開をしている分野であり、国際法のダイナミックな機能を味わって欲しい。最初に、国連海洋法条約を中心に海洋法、国際航空法・宇宙法といった空間秩序について学ぶ。その後は、個人と国際法について、国籍、外国人の待遇、国際人権保障、さらに犯罪人引渡し、難民保護、国際犯罪についても考察する。 国際法Ⅰの講義を通じての獲得目標は、各テーマに関する、国際法の基本的な論点や考え方の基礎をしっかりと身につけることにおかれる。その上で、各章の單元ごとにならった知識をその範囲だけで覚えるのではなく、これらを応用して現実の総合的問題に対応する基礎力を養う。細かい知識よりも考える力を養ってほしい。
	1. 国際法の構造について理解できる。 2. 国際社会の歴史的な流れ・動きと法との関係について理解できる。 3. 国際法における国家の役割・成立について理解できる。 4. 国家間の外交関係の基礎や権利義務関係について理解できる。

	５．国家の領域に関する制度について理解できる。 ６．国家と個人の関係について理解できる。
国際法Ⅱ	本講義は「国際法Ⅰ」に続いて、特に国際法の実施に関係した様々な分野を学ぶ。具体的には、 国際法の法源の重要な一形式として国家間で締結される条約に関する諸規則（条約法）、国家が国際法に違反した場合に負う国家責任の諸規則（国家責任法）、国際法による個人の処罰の諸規則・制度（国際犯罪）を講義する。 １．条約法・国家責任・国際犯罪に関する国際法の基本的な内容と考え方を理解する。 ２．国際社会で日々生じている諸現象を国際法からの的確に見るための基本的な素養を身につける。
国際法Ⅲ	本講義は「国際法Ⅱ」に続いて、国家間で紛争が起きた場合の国際社会の法的対応について学ぶ。 具体的には、国際裁判の手続を中心とした紛争の平和的解決、武力行使（戦 争）の規制など平和と安全の維持に関する諸制度、武力紛争（戦争）において紛争当事者が守らなければならない武力紛争法の諸規則などを講義する。 １．紛争の平和的解決・武力行使の規制・武力紛争に関する国際法の基本的な 内容と考え方を理解する。 ２．国際社会で日々生じている諸現象を国際法からの的確に見るための基本的 な素養を身につける。
国籍・入管・難民法 【※2008 年度 カリキュラム科目】	ボーダーレス社会、あるいはグローバリゼーションの中で、人の国境を超える移動はますます加速している。同時に、日本社会の国際化も進展している。そのような中、外国人の多様性、その受け入れ方、あるいはそもそもいかなる人が日本人であるか、という点を、法律学においてどのようにとらえるかが、重要な課題として認識されていきている。本講義では、国籍法、出入国管理及び難民認定法を中心に考察し、かつ、憲法、家族法等、他の法律分野との整合性も検討しながら、上記の問題を考えていく。 １．国籍法の趣旨を理解し、背景にある歴史的事情も認識ながら、同法を他者に説明することができる。 ２．出入国関連の法を通じ、外国人の日本における法的位置づけを正確に捉え、その人権問題を理解することができる。 ３．難民の国際的な位置づけと、日本のこれまでの取り組みを把握し、今後の政策を考えることができる。 ４．家族法あるいは社会保障法など、外国人の生活に必要な法を、その適用の在り方を含めて理解し、説明できる。
債権総論 【※2008 年度 カリキュラム科目】	民法の債権編のうち、債権総論に関する部分を扱う。すなわち、債権の目的、債権の効力（債務不履行を除く）、債権者代位権、詐害行為取消権、多数当事者の債権関係（保証を除く）、債権譲渡、債権の消滅原因などである。 １．各制度の制度趣旨を理解する。 ２．基本的な条文の要件・効果を正確に覚える。 ３．具体的な紛争に適切な法規範を適用する能力を身につける。
財政学Ⅰ	財政と日本経済、財政赤字の経済学、国民のくらしと税金など、日常の生活のなかで新聞・テレビなどで目にする財政問題のいくつかを具体的事例として選び、簡単な財政の仕組みと理論的に何が問題になっているかを紹介しながら講義を行う。 １．今日の日本の経済・財政構造について理解する。 ２．今日の日本財政の抱える諸課題について理解する。
財政学Ⅱ	タックス・ベース（所得・消費・資産）の選択の議論を中心に所得税・法人税・消費税・支出税・資産課税（土地・キャピタルゲイン・相続）などを扱う租税論、および資源の最適配分、所得再配分、経済の安定化等をねらいとした財政政策について講義する。公務員・税理士等をめざす学生の受講にも配慮し、理論面だけでなく制度的解説にも留意する。 １．今日の経済政策の基本トレンドの中に、財政改革を位置づけて理解する。 ２．税制改革・地方財政改革・社会保障財政の改革をめぐる現実と諸理論について理解する。
ジェンダーと法	日本の現行法をジェンダーの視点から分析することが本講義の中心的なテーマです。法は、一見中立的で公正なもののように思われるかもしれないが、ジェンダー意識に基づいた一定の価値観によって形成されている側面もある。本講義では、ジェンダーという視点から、現行法の法文・裁判例・法解釈・法実務に、どのようなバイアスがかかっているのかを明らかにする。さらに、それらの分析をもとに、日本国憲法の定める男女平等、個人の尊厳という理念を真の意味で実現させるために、何が必要であるのかを追求する。本講義のテーマは様々な法領域に当てはまるが、講義では特に「性と暴力」「労働」「家族をめぐる法」を主なトピックとして取り上げる。 １．法学をジェンダーの視点でアプローチする必要性についてしっかりと認識する。 ２．各トピックの論点について、その問題点と解決の方向性について考察する力を養う。
司法過程論	本科目は司法制度の概要および司法制度の運用過程を対象とする。主要には裁判官の裁判に影響を及ぼす様々な要因、裁判組織、裁判官、検察官、弁護士を意味する法曹・法曹養成、判例の意義と役割および裁判をとりまく社会的事情等について、制度論的・比較法的・法社会学的な観点から明らかにする。また、訴訟法の基礎についても学ぶ。 １．日本の司法制度の概要とその問題点について理解する。 ２．裁判の果たす役割と、訴訟法の基本的な理念や訴訟過程をより大きな社会的文脈に位置づけて整理・理解を図る。 ３．三回生での本格的な刑事訴訟法解釈学および民事訴訟法解釈学の講義に対応できるように刑事・民事の手続法の基本理念を十分に理解する。
社会政策Ⅰ	社会政策総論にあたる。社会政策は、資本主義社会で発生する労働問題に対して国家が行う政策の体系である。その内容は、労使関係の規律、雇用保護、賃金等労働諸条件の改善、労働安全衛生、職業訓練・能力開発や福祉の基準を設定するものであり、その性格は総じて社会改良的である。今日では「総合社会政策」が提唱され、その対象領域の拡大と施策の総合化が進められているが、その背景および内容を明らかにする。 １．これまで議論されてきた「終身雇用」「年功序列」など日本の雇用システムに関する基本的な概念を理解し、現在の成果主義や雇用に関する改革の方向性について検討する。
社会政策Ⅱ	社会政策の体系は、労働市場・雇用、賃金・労働諸条件、労働災害・職業病、職業能力の訓練・開発などを対象とする労働に対する施策と社会保障や福祉など厚生に対する施策に大別される。また ILO の諸条約・勧告等の国際社会政策も国内社会政策の内容に重要な影響をもつ。さらに今日の社会政策は、産業政策等経済政策との連繋が強められ、それ自体経済社会政策としての性格を帯びている。本科目では、これらの諸問題について講義する。 １．最新の理論および先進国の改革の方向性とその内容を理解する。

社会福祉法	社会保障法制の中でも、医療・介護・保健・福祉等の非金銭的給付（現物またはサービス給付）にかかわる法制度・法政策を中心に扱う。具体的には、健康保険法、国民健康保険法、高齢者医療確保法、介護保険法、社会福祉法、障害者自立支援法、児童福祉法等々の法制が検討対象となる。
	1. 現代の社会福祉法制の基本構造を理解する力を養う。 2. 現代の社会福祉法制の諸課題を法的視点からとらえる力を培う。
社会保障法	社会保障制度は、傷病・障害・老齢・出産・労災・失業などの生活上の危険もしくは事故の原因を社会構造に求める社会科学的理解を基礎として形成されたものであり、多くの場合、国や自治体などの公的セクターによって所得保障・医療保障・社会福祉サービス等を内容とする社会保障給付が実施されている。社会保障法は、こうした社会保障制度に関する法を扱う法学領域である。本科目では、社会保障法総論と所得保障法制にかかわる領域を中心に扱う。
	1. 現代の社会保障法制の基本構造を理解する力を養う。 2. 現代の社会保障法制の諸課題を法的視点からとらえる力を培う。
商取引法	商法総則、商行為の規定を中心に、商事法一般に関わる原則とともに、商取引上の諸制度、すなわち商号、商業登記、商人の補助者、商取引の通則、商事売買、匿名組合、代理商・仲立・問屋、運送、寄託などを扱う。
	1. 商取引法（商法総則・商行為法）分野における各種制度の意義と趣旨、主要論点に関する判例・裁判例を理解する。 2. 具体的には、どのような内容のルールが設けられているか、なぜそのようなルールが設けられているのか、当該ルールはどのような位置づけを占めるのか、類似のルールと比べてどのような特徴があるのか、当該ルールはどのような機能を担うのか等について理解する。
少年法	少年法について、その理念、基礎理論、仕組み、運用、改革課題などを概説する。少年司法の歴史、少年法の歴史的・社会的・法的意義、子どもの人権と少年法、社会調査とケースワークの意義、適正手続の保障、「犯罪」行為に対する少年の「責任」、犯罪抑止や「責任」の自覚と規範意識覚醒のための厳罰化提案、少年の刑事手続、少年司法のアカウンタビリティ、被害者の保護と被害救済などのテーマを扱う。
	1. 少年法の基礎的知識を修得し、その理念、現状と課題を理解する。
消費者法	消費者法は多様な法分野及び法律群から成り立っているが、その基本は法規制を必要とする事実＝いわゆる消費者問題に存在するといえる。本講義では実際の消費者問題を見据えつつ、消費者取引法、すなわち消費者契約法・特定商取引法・割賦販売法・貸金業規制法を中心に講義し、日本の消費者法制の特徴と問題点を検討する。
	1. 消費者問題の解決のためにはどのような方策が必要となってくるかについて法的に考える力を養う。
情報法	情報法は、広く情報化社会における法学の問題一般を対象とする。情報当全体を概観し、情報公開制度を含む国民の知る権利の問題、プライバシーの権利を含む情報保護の問題、出版の自由を含む情報伝達・通信の問題、金融分野をはじめとする情報化社会における法的問題、情報処理・通信技術の進歩を活用した法学研究の中から講義を行う。
	1. 情報流通をめぐる法的問題について、説得力ある理由付けに基づき、自分なりの結論を下すことができるようになる。
政策形成論	現実の政策形成をよりよく理解するためには、完全情報のもとで政策結果を正確に予測し、最も効率的な政策を選択するという前提をとる合理的意思決定モデルの視野の狭さを自覚することが重要である。換言すれば、意思決定の局面で合理性がどのように歪められるか、また予期せぬ結果が生じるのはなぜかの説明が求められる。本科目では、政策目的の達成のために行われる意思決定とその実施に関わる一連の行為のすべてを含む政策形成の過程を理解することを目的とする。
	1. 政策の形成、決定、実施、評価からなる政策サイクルが、十分な合理性を担保しない理由を説明できるようになる。 2. 政策を立案・実施する際に、直面する政治的条件はどのようなものであるかを知ることにより、よりよい政策を作成するうえで望まれる事項を主体的に考えられるようになる。
政治意識論	現代の民主主義における市民の政治意識と行動について、1) その特性や構造、2) それらに影響を及ぼしうる社会環境、制度、政治・経済状況などの原因・諸条件と、3) 帰結としての機能や役割について、関連する理論・実証を広く学び、深く検討する。また、政治意識や世論の特性が、民主主義全体の中でどのような役割を果たし、どのような意義があると考えられるか考察する。
	1. 市民が政治現象をどのように捉え、またどのように態度や意思を決めているのかを説明する理論と関連概念を理解し、それらを事例とともに具体的に説明する能力を養う。 2. 世論調査の内容と限界を正しく理解し、それらを通時的・社会的な文脈から捉える能力を身につける。 3. 市民の政治意識と行動が、民主主義過程全体に対して持つ含意を議論できるようになる
政治学原論Ⅰ	政治の現実とその理解には多様なものがあるが、本科目は、政治現象に関する理論的アプローチを比較・整理し、政治学の基礎的概念について検討・説明する。また現代政治学の理論的動向や資本主義国家論の現状を、政治の実際とのかかわりにおいて紹介し、政治学と政治現象の理論的・体系的理解を期するものである。
	1. 政治学上のさまざまな概念を正確に説明できるようになる。 2. 概念相互の関係や、そうした概念が形成されてきた歴史的背景も理解できるようになる。 3. それらの概念を用いて現代政治を分析できるようになる。
政治学原論Ⅱ	政治の現実とその理解には多様なものがあるが、本科目は、政治現象に関する理論的アプローチを比較・整理し、政治学の基礎的概念について検討・説明する。また現代政治学の理論的動向や資本主義国家論の現状を、政治の実際とのかかわりにおいて紹介し、政治学と政治現象の理論的・体系的理解を期するものである。
	1. 政治学上のさまざまな概念を正確に説明できるようになる。 2. 概念相互の関係や、そうした概念が形成されてきた歴史的背景も理解できるようになる。 3. それらの概念を用いて現代政治を分析できるようになる。
政治学入門	政治学を学ぶにあたって必要な基礎的な概念と考え方を学ぶ入門講義である。特に日本政治の歴史と實際をふまえて、欧米の歴史・国際政治の歴史と實際に即して講義を行う。①政治の世界：政治現象と政治学、政治と社会、②政治の歴史：政治体制の歴史的編成、政治思想、③現代日本政治の構造と動態：国家の機能、選挙、政党、官僚制、④国際政治：戦後国際政治の流れ、などから構成される。
	1. 現代政治を考える上で、基本的な知識、見方を学ぶ。
政治過程論 【※2012年度 カリキュラム科目】	近代国家の成立とともに展開する現代政治過程の発展を歴史的にフォローするとともに、現代におけるその基本的な内容と問題状況とを考察する。先進国における現代政治は議会制民主主義という制度形態をとるのが一般的である。そこでは主権者たる国民の意思は選挙という方法で表明され、その全面に政党が進出する。また圧力団体や大衆運動が展開し、マスコミも大きな影響力を持ち、国家には強大な官僚

	機構が形成される。これらを統一的にとらえることに主眼が置かれる。
	1. 政治学の理論や分析枠組みを使って現代政治を理解する。
政治過程論Ⅰ 【※2008 年度 カリキュラム科目】	近代国家の成立とともに展開する現代政治過程の発展を歴史的にフォローするとともに、現代におけるその基本的な内容と問題状況とを考察する。先進国における現代政治は議会制民主主義という制度形態をとるのが一般的である。そこでは主権者たる国民の意思は選挙という方法で表明され、その全面に政党が進出する。また圧力団体や大衆運動が展開し、マスコミも大きな影響力を持ち、国家には強大な官僚機構が形成される。これらを統一的にとらえることに主眼が置かれる。
	1. 政治学の理論や分析枠組みを使って現代政治を理解する。
政治過程論Ⅱ 【※2008 年度 カリキュラム科目】	「政治過程論Ⅰ」でみた現代政治の諸特徴が、今日の先進諸国にどのように現象しているかを比較検討する。まず議会政治や地方自治の母国とされるイギリスを歴史的に見るとともに、その現代的特徴をみていく。続いてここで得られた検討基準に基づいて、アメリカ、ドイツ、フランス、日本などを対象に設定して、それら諸国の特質を明らかにする。最後に、現代政治過程を分析するための主要な理論を検討する。
	1. 政治学の理論や分析枠組みを使って現代政治を理解する。
政治コミュニケーション	現代の政治と社会において、価値や事実に対する情報の伝達がもつ意味は大きい。政府・マスコミ・市民の間での様々なコミュニケーションのメカニズムと政治的効果を明らかにする。さらに地域や市民レベルでの相互コミュニケーションも考察の対象となりうる。
	1. メディアの歴史的展開をふまえて、政治コミュニケーションにおけるメディアの役割や機能について知識を深める。 2. メディアの議題設定機能や世論形成過程への作用を理解する。 3. マスコミ論や政治コミュニケーション論における分析枠組みを用いて、新聞記事やテレビ番組などを自分で分析する能力を身につける。
西洋政治外交史 【※2012 年度 カリキュラム科目】	近代市民革命や産業革命、また選挙権の拡大、議院内閣制や大統領制など、様々な西洋政治の経験を、日本は学んできた。このような欧州や米国における内政の発展を学ぶ。また、これらの国々の間では、各国の帝国主義的展開により、多くの戦争が起り、また、それらを外交によって制御することも行われた。こうした西洋政治の外交の側面も学ぶ。
	1、欧州と米国における政治史上の諸問題を広く理解することができる。
西洋法史	ヨーロッパの近代法の形成・発展の過程を考察し、近代法の特徴を、その基本となる法的諸原則のみならず背景にある人間観および社会観・国家観もふまえて理解する。とりわけ、人間の自由と平等が尊重され国民に開かれた政治が実現されるためには身分制社会の解体が不可欠であったこと、個人を自由な意思主体とする人間観が近代法の基礎に置かれたことに対して啓蒙思想が本質的な役割を果たしていること、身分制および封建制の否定や中間団体の特権の廃止が国家の介入から独立した私法秩序に基づく資本主義的「市場」の形成に深く関わっていることを、近世から近代にかけての歴史的経緯を動的かつ連続的な視点で検討しつつ学ぶ。近代社会に生じた諸矛盾を前にして、近代法の成立・発展について受講生が具体的なイメージを伴って学べるよう、政治・経済一般と法との影響関係というマクロな次元にとどまらず、法曹をはじめとする法の担い手の活動や大学における法学教育の状況、法学の「学問」としてのあり方、法の改革と同時代のメディアやコミュニケーションのあり方との関わりについても、法社会史的な角度から考察する。
	1. 主にドイツ法史を素材とし、西洋の近代法（学）の基本的な特徴を、その基礎にある人間観・国家観・社会観を含めて歴史的視点から理解する。 2. 近世からの歴史の流れもふまえた動的かつ連続的なかたちで、近代法（学）の形成過程を理解する。 3. 上記1・2の獲得過程を通じ、併せて社会や政治との関わりを意識して法を考察する姿勢を身に付ける。
税法	税法総論と所得税法を中心に税法の基礎的事項について学んでいく。具体的には、租税法律主義や応能負担の原則といった基本原則、課税最低限や課税の限界と憲法の人権規定との関係などの基礎理論、所得概念や所得分類、所得控除と税額控除など所得税法の基本テーマについて概説する。
	1. 税法に関する法令や通達、判例・裁判例、裁決例などの調べ方や読み方など税法学習の基本を習得する。 2. 税法の基本原則と憲法規定との関係など基本的な考え方を理解する。 3. 所得税法の基本テーマや仕組みを理解する。
戦後日本政治史	第二次世界大戦後の日本の政治史を取り扱う。この戦後日本政治史の流れをつかむことは、今日の日本政治を批判的に見る上での基本的前提となる。戦後改革から講和条約締結の後に成立した戦後政治の枠組みとはなにか、それが高度経済成長を経る中でどのように変化していったのかという点が大きなテーマとなる。
	1. 現代日本政治の歴史的背景を把握し、基本的な知識を獲得する。
担保法 【2008 年度 カリキュラム科目】	民法の物権編のうち、担保物権の部分を扱う。抵当権、質権、先取特権などの典型担保を中心に説明し、あわせて保証（人的担保）や、譲渡担保・仮登記担保といった非典型担保についても概説する。
	1. 抵当権を中心とした、いわゆる物的担保についての基礎知識を、民事執行法との対応をふまえて修得する。特に金融取引において、融資をする側・される側が何故担保を必要とするかを考える。
知的財産法	発明や著作物のように人の知的活動により生じる財産的価値のある無体物（知的財産）は、いまや人・物・金に続く重要な経営資源として企業の競争力を左右する大きな要因となっている。それに伴って知的財産をめぐる法的紛争也多発する傾向にあり、それはまた国内的平面にとどまらず、国際的な経済摩擦の原因として注目を浴びている。本講義では、知的財産に関わる法的現象の体系的理解を目標とする。
	1. 著作権法に関する基礎的知識および考え方を習得する。
地方自治法	本科目は、地方自治法を中心にした地方自治の法制度の概要を理解することである。具体的には地方自治の憲法上の位置づけを踏まえたうえで、地方自治に関する主な法制度を概説することになるが、主たる内容となるのは、事務論など団体自治に関わるものと住民の権利など住民自治に関わるものである。
	1. 地方自治の法制度の全体像が把握できるようになる。 2. 変革期にある地方自治の法状況について理解ができるようになる。
地方自治論	地方自治は国政と両輪をなして国民の福祉を支え、さらに最近では文化振興、地球環境保護、国際化などの領域にも活動を広げている、自治体の政治と行政は、生活のあらゆる場面と関係し、また地方分権が提唱されるなかでいっそう注目を集めている。本科目では、地方自治体の政治行政システムを説明したうえで、自治体がどのような重要課題に直面し、それにいかに政策的な対応をしているかを述べる。

	1. 日本の地方自治について基本的な知識を理解する。 2. 京都市の具体例をつうじて、現実の地方行政と政策の一端を学ぶ。
倒産処理法 【※2012 年度 カリキュラム科目】	倒産時における実体権の地位、法律関係の調整、倒産処理手続の概要を扱う。実体法の総合科目としても意味を持ち、清算型倒産処理の典型的な手続法である破産法、再建型の和議・会社更生手続が中心となっているが、個人破産・個人債務者再生手続についても概観する。 1. 民事関係の統一的・包括的な手続として、①債務者の総財産を総債権者のために公平に清算する清算型手続と、②債務者が債権のため再建計画を提出し債権者に合意してもらい、長期にわたり経済的に立ち直るという再建型手続について、それらの必要性・重要性を学ぶ。
倒産法 【※2008 年度 カリキュラム科目】	倒産時における実体権の地位、法律関係の調整、倒産処理手続の概要を扱う。実体法の総合科目としても意味を持ち、清算型倒産処理の典型的な手続法である破産法、再建型の和議・会社更生手続が中心となっているが、個人破産・個人債務者再生手続についても概観する。 1. 民事関係の統一的・包括的な手続として、①債務者の総財産を総債権者のために公平に清算する清算型手続と、②債務者が債権のため再建計画を提出し債権者に合意してもらい、長期にわたり経済的に立ち直るという再建型手続について、それらの必要性・重要性を学ぶ。
途上国政治論	冷戦構造の溶解後、途上国内部に、飢餓と貧困、人権抑圧と非民主的政権、環境破壊などの事態が改めて脚光を浴び、単なる南北問題、東西対決の枠組みでは捉えきれない問題が噴出してきた。政治・経済・社会問題のグローバリゼーションの中に発展途上国を位置づけ、途上国のかかえる諸問題の歴史的重みと解決策を探る。 1. 発展途上国の政治・経済・社会構造について理解する。 2. 発展途上国が現在直面する政治課題を理解する。 3. 国家・市場・市民社会などにおけるさまざまなアクターの関係についての理解を深める。
日本外交論	日本は、戦後国際社会に復帰してから「自由主義諸国との協調」、「アジアの一員」、そして「国連中心主義」を掲げて外交を展開してきた。こうした日本外交の歴史的展開をふまえて、今日の日本外交の特質を明らかにする。本科目では、政治、経済、安全保障、文化を柱としつつ、日本の対米政策、対欧州政策、対アジア政策、対国連政策を概説する。その上で、冷戦後の日本外交のありかたを検討する。 1. 日本外交の歴史と現状に関する基礎知識を修得する。 2. 歴史的視座から日本外交の特質を理解し、世界における日本の役割を構想することができる。
日本政治思想史	明治維新から第二次世界大戦終了までの戦前期日本における政治思想史を扱う。政治思想としては、自由主義・民主主義・社会主義・国家主義の四つの思想を軸としつつ、文明開化期、自由民権期、大正デモクラシー期、ファシズム期などの諸時期、代表的政治思想家の思想や、その時代を象徴するような集団の政治思想について扱う。また天皇制国家の支配思想や、国家の側からの思想統制の特質についても扱う。 1. 近代日本政治思想史の基本事項を学ぶ。
日本法史	日本法は、明治期に西洋法を取り入れ大きな転換をとげた。日本の近代法形成の歴史的背景をなした前近代の社会と法のあり方について考察する。近代、現代の法や法的思考とは対蹠的なものを日本の歴史が体験してきたことの意味を考えることにより、近代法、現代法の歴史的位置と意義を考える手がかりを得ようとする。明治期に西洋法・法思想は、様々なあつれきを引き起こしつつ取捨選択して導入されたが、近代法成立時期における日本の近代法形成過程を概観し、歴史的意味を考察する。 1. 歴史のなかで多様な法が存在したことを理解することにより、法に対する幅広い見方をするのできる能力、法を批判的に見る能力を養い、かつ現代の法を絶対視せず相対化する能力が養う。 2. 現行法の基礎をなす近代法の基本的特徴、考え方を理解する力を養うことにより、法学部の授業で学ぶ現行法についての理解を一層確かなものにする。
犯罪学	犯罪現象の科学的な認識、その要因あるいは促進要因、その防止と犯罪者を矯正および再社会化するための有効な手段を検討する。その際、近年の犯罪学をめぐる世界的な理論状況に留意されるとともに、犯罪要因としては犯罪者の個人的特質よりは社会的諸過程に注目され、また刑罰および保安処分といった法的な犯罪者への対処手段だけでなく犯罪予防に向けた社会の組織化の取り組みが重視される。 1. 刑事法学とは異なる視点からの、犯罪に関する具体的で総合的な理解を得る。
比較人権法 【※2008 年度 カリキュラム科目】	現在の国際社会では、欧米の人権宣言などにみられる人権概念だけでなく、その他の地域（アジア等）の人権概念が持ち出され、その特殊性が問題視されることがある。本科目では、欧米の普遍的人権概念と、東アジアの人権概念を比較しながら、その普遍性と歴史性、さらには特殊性について検討する。 1. ジェノサイド、ファシズム、世界人権宣言の理解のうえで、重大な人権侵害（gross human rights violation）について明確な認識を持つ。 2. 東アジアにおける人権概念の形成と東アジアにおける国家暴力についての認識を持つ。
比較政治制度論	法学・政治学の伝統的・基礎的な部門に属し、比較政治学の視座において、主要資本主義国を中心とし、途上国や社会主義国を含めて、各国の政治メカニズムを歴史をふまえて制度的に講義し、日本を含む諸国の政治制度の特徴と違いを理解する。対象としては、①国家体制、②政府の構成、③議会の編成と選挙制度、④官僚制などの領域があげられる。 1. 資本主義国家の基本的政治制度の違いを、その生成史を踏まえて比較の視点からアプローチする視座を獲得する。
福祉政治 【※2012 年度 カリキュラム科目】	福祉と政治に関わる諸特徴が、今日の先進国にどのように現象しているかを比較検討する。イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、日本などの議会政治と福祉制度およびその展開との関連を通じて、現代政治過程を分析するための主要な理論を検討する。 1. 政治学の理論や分析枠組みを使って、福祉に関わる現代政治を理解する。
物権法 【※2008 年度カリキュラム科目】	民法の物権編のうち、担保物権法を除く物権総論の部分扱う。具体的には、物権の性質・種類、物権的請求権と占有訴権、物権変動と対抗要件などである。 1. 各条文について、その「要件・効果、趣旨・目的」を理解する。 2. 具体的には物権はどのような権利であるのか、どのような性質を備えているのか、物権にはどのような種類のものがあるのか、どのような効力があるのか、不動産物権と動産物権の変動をめぐる問題とは何かについて、その基本的理解を得る。
平和学	戦争と平和の問題は、現代における最大の問題の一つといえる。それは、国民国家の成立によって非常に多くの国民が戦争に動員される体制が確立し、19世紀以来の工業の発展によって大量の破壊力を持つ兵器が出し、戦争の惨禍がこれまでにないほど甚大なものとなってしまったからである。本講義は、政治史、国際政治、憲法などの異なる学問分野から、この戦争と平和の問題にアプローチしようとする総合講座である。

	1. 現代の戦争と平和を考える上での、基本的な視点を獲得し、多方面から考えることを学ぶ。
法学入門	法学を学ぶにあたって必要な基礎的な概念と考え方を学ぶ入門講義である。憲法（基本的人権、国家と主権）民法（私的自治の原則、権利義務の主体、所有権絶対の原則、過失責任の原則、家族関係）、刑法（刑法の役割と基本原則、犯罪と刑罰、刑事手続き）、基礎法（法源、法の適用、法の解釈）を対象とする。 1. 今日の法の基本構造とそれを支える基本的概念を習得し、かつ1回生後期以降に学ぶ法学専門科目への学問的展開力を身につける。 2. 本講義で得た知識を利用しながら、基礎演習や他の法律科目に全力で取り組むことで、現実を理念に一步でも近づけることのできる実践力を身につけようとする、法学で最も重要な学ぶ姿勢を身につける。
法学フロンティア	現代の法学が社会の最先端の課題とどのように切り結び、どのような役割を果たそうとしているのかについて、様々な法分野の動向を紹介することによって、法学部の新入生の多様かつ具体的な問題意識を涵養することを目的とするものである。 1. 私たちのまわりで何がおきているか、それはなぜか、どこに向かっているのかを、ともかくも自分で考える、その興味、発想を身につける。 2. 世界や日本の事件、歴史、その性格・意味を「知る」力を身につける。 3. どこまで達成できるかは別にして、ともかくも「知る」こと、その意味、大事さを自覚する。
法交渉学	近時、アメリカのロー・スクールおよびビジネス・スクールで必修とされ、全世界の法律家やビジネスマンに広く浸透し始めている、当事者の利害に着目した「協調型交渉学」（いわゆる「ハーバード流交渉学」）を学ぶ科目である。法的紛争の解決方法としては、裁判制度が終局的なものとして存在するが、国際事件・渉外事件においては、当事者の話し合いによる和解（交渉）による解決が非常に重要な手段となっている。 本科目では、従来の実定法学とは異なる新しい実践的な学問分野の学びを提供するものである。 1. 実践的な学問として、法交渉学の理論を学ぶ。 2. 法解釈学からの視点だけでなく、多角的に物事を見る視野を身につける。
法社会学	法社会学は、実定法学の基礎に関わる基礎法学の一部門として、法と社会のかかわり、法の社会学的基礎の探求、法の運用や実効性、法制度の機能についての実証的研究を行う。現代社会における法の役割および法と社会をめぐる生起する諸問題の理論的・実証的な解明を行い、法と社会のダイナミズムへの理解をはかる。 1. 近代法の理念とその日本への受容と現代の変容について理解する。 2. 個別テーマごとに法と社会の関わりを考察することで、法を社会的連関の中に位置づけて理解する。 3. 学際的な視点を涵養し、多角的・重層的に法・社会をとらえることを可能とする。
法政情報論	インターネットの発展・普及により、情報アクセスの可能性は大きく拡大している。しかしインターネットで情報検索してみればすぐわかるように、日々蓄積される情報の量は膨大であり、自分にとって必要な情報はどれなのかをまず限定することが必要な時代となっている。また目的・範囲が決まっても、どれが本当に有用な情報なのか、その質を選別することも必要である。本講義では、膨大な情報量に翻弄されずに質を見極める目を養うこと（リサーチスキルの修得）を第1の目的とし、さらにその情報を整理・加工・表現するプレゼンテーション技術の修得を、第2の目的とする。 1. 膨大な情報量に翻弄されずに、新聞やニュース記事を通して政治行政の情報を「読む」習慣を身につけ、世論調査データの分析を通じて世論動向を知る。 2. 膨大な情報量に翻弄されずに質を見極める目を養う。 3. さらにその情報を整理・加工・表現するプレゼンテーション技術を修得し、実際に準備し、実施する。
法政特殊講義	法律学・政治学の学問的発展の動向をうかがわせる先端的な分野、個別的・専門的な法律学・政治学の諸分野、理論と実務の接点、外国の法律学、政治学の実態などを取り上げ学生の多様な問題関心を触発し、知見を広める。 1. 先端的な分野、個別的・専門的な法律学・政治学の諸分野、理論と実務の接点に関する知識や学問的背景について十分に理解する。
法哲学	法哲学は、実定法学の基礎に関わる基礎法学の一部門として、法の原理的・理論的な考察にたずさわる。法とは何か、法とはどのようなものとしてあり、また、あるべきか。法の一般理論、法価値論、および法律学的方法論が主な問題領域になるが、講義では、現代社会における法状況の特殊性を明らかにし、法が果たすべき役割を見定めるとともに、法制度の設立や運用を支え導く法についての基本的理解と展望を得ることを目指す。 1. 法システムの全体的かつ根本的な理解を深める。 2. 現代法の基本的な動向と課題、法システムの全体像、その内的構造連関、法システムの自立性、法的権利の概念、権利義務の論理、法と道德の関係、法的正義の問題と根本理念、正義論の意義と課題、法律学的方法論と法の支配の関係などについて確かな知見を得る。
保険法	人が事故や火災、病気、死亡などによる経済生活上の危険を意識するとき、自身の生活を守るため保険の必要性が感じられる。経済生活上のリスクに対してどのような保険が存在するか。保険契約をめぐる保険加入者は、どのような権利義務を有するのか。保険法は、商法および約款の規定に基づく保険契約関係を中心に考察する。商法の一分野としての保険法は、民間の保険会社が行う保険を主な対象とする。 1. 商法の一分野としての保険法を体系的に理解し、その基礎的な運用能力を獲得する。
民事執行・保全法 【※2008年度 カリキュラム科目】	確定された権利の強制的実現方法である強制執行および権利の保全に関する仮差押・仮処分の手続きを概観する。民事執行法および民事保全法がその対象となる。強制執行の種類、執行の基礎となる債務名義・執行文の制度、金銭債権の実現としての差押・競売手続き、金銭債権以外の権利の強制執行手続、仮の救済として意義の大きい民事保全の発令・執行手続きを扱う。担保権の実行手続もここで学修する。 1. 民事紛争事件を処理するにあたっては、実効性のある強制執行や仮差押え・仮処分ができるか、また、どの程度これらが迅速にできるかということを考慮して、訴訟や調停への対応を決しなければならないことから、この意味・内容を理解する。
民事訴訟法 【※2008年度 カリキュラム科目】	民事訴訟の判決手続を概観する。訴えの提起から裁判の確定にいたる民事訴訟手続がその対象である。すなわち審理を担当する裁判所、当事者に要求される能力と資格、審理すべき対象としての訴訟上理の請求（訴訟物）、審理に関する諸原則、事実の認定と証拠調べに関する問題、裁判の効力および裁判に対する不服申立てが扱われる。これらに関連して、裁判外の紛争解決制度や弁護士制度にも言及する。 1. 民事訴訟法の学習を通じて、わが国の民事裁判手続の理解を深める。 2. 授業での積極的な参加を通じて、法論理的な思考力（リーガル・マインド）を鍛える。

民事訴訟法Ⅰ 【※2012 年度 カリキュラム科目】	この科目は、民事訴訟法における、「二当事者」対立構造での基本的な「判決手続」を中心に検討する。具体的には、二当事者間における民事の訴訟につき、「訴え提起」の前後から「判決の言い渡し」までを取り扱う。その中では、民事訴訟に関する基本理念を中心に、民事の裁判制度の基本構造を学ぶことになる。 1. 民事訴訟法の学習を通じて、わが国の民事裁判手続の理解を深める。 2. 授業での積極的な参加を通じて、法論理的な思考力（リーガル・マインド）を鍛える。
民事訴訟法Ⅱ 【※2012 年度 カリキュラム科目】	この科目は、民事訴訟法における特別な手続きを検討する。具体的には、「複数訴訟」（訴訟物が複数および当事者が複数の場合）・「不服申立制度」（控訴・上告・再審）および、判決手続とは別の手続である「民事執行手続」および「保全手続」の基本的な枠組みを取り扱う。 1. 民事紛争事件を処理するにあたっては、複数当事者をどう取り扱うか、実効性のある強制執行や仮差押え・仮処分ができるか、また、どの程度これらが迅速にできるかということを考慮して、訴訟や調停への対応を決しなければならないことから、この意味・内容を理解する。
民法Ⅰ（入門・総則） 【※2012 年度 カリキュラム科目】	民法の総則編を扱う。すなわち第1条の基本原則にはじまり、人、法人、物、法律行為、期間の計算、時効などである。法律行為の部分では、意思表示、代理、無効と取消し、条件・期限について概説する。 1. 民法の基本的な思考方法を身につける。 2. 民法第一編「総則」の諸制度、それに関する法律概念・用語・条文を正確に理解する。 3. 各制度の制度趣旨を理解する。 4. 基本的な条文の要件と効果を正確に把握する。 5. 具体的な紛争に適切な法規範を適用する能力を習得する。
民法Ⅱ（債権各論） 【※2012 年度 カリキュラム科目】	導入期の民法科目として、入門的な内容（民法の意義、歴史、基本原理、諸制度の概説）に加え、民法の債権編のうち、総則中の「債務不履行」ならびに債権の発生原因である「契約」・「事務管理」・「不当利得」・「不法行為」に関する部分を扱う。契約法の部分では、売買を中心に、契約の成立・効力・解除等について概説する。 1. 民法典第1章総則中の「債務不履行」、第2章契約、第3章事務管理、第4章不当利得、第5章不法行為の全体像を、大まかに理解する。 2. 各条文の要件・効果を正確に理解する。 3. 教科書や判例など、長文の法律文献を読むなど、基本的な学修習慣を身につける。
民法Ⅲ（物権法） 【※2012 年度カリキュ ラム科目】	民法の物権編のうち、担保物権法を除く物権総論の部分を扱う。具体的には、物権の性質・種類、物権的請求権と占有訴権、物権変動と対抗要件などである。 1. 各条文について、その「要件・効果、趣旨・目的」を理解する。 2. 具体的には物権はどのような権利であるのか、どのような性質を備えているのか、物権にはどのような種類のものがあるのか、どのような効力があるのか、不動産物権と動産物権の変動をめぐる問題とは何かについて、その基本的理解を得る。
民法Ⅳ（債権総論） 【※2012 年度 カリキュラム科目】	民法の債権編のうち、債権総論に関する部分を扱う。すなわち、債権の目的、債権の効力（債務不履行を除く）、債権者代位権、詐害行為取消権、多数当事者の債権関係（保証を除く）、債権譲渡、債権の消滅原因などである。 1. 各制度の制度趣旨を理解する。 2. 基本的な条文の要件・効果を正確に覚える。 3. 具体的な紛争に適切な法規範を適用する能力を身につける。
民法Ⅴ（担保法） 【※2012 年度 カリキュラム科目】	民法の物権編のうち、担保物権の部分を扱う。抵当権、質権、先取特権などの典型担保を中心に説明し、あわせて保証（人的担保）や、譲渡担保・仮登記担保といった非典型担保についても概説する。 1. 抵当権を中心とした、いわゆる物的担保についての基礎知識を、民事執行法との対応をふまえて修得する。特に金融取引において、融資をする側・される側が何故担保を必要とするかを考える。
民法Ⅵ（家族法） 【※2012 年度 カリキュラム科目】	民法の親族編、相続編に規定されている、家族関係に関する法制度を扱う。すなわち、婚姻、離婚、婚姻外関係、親子、氏と戸籍、相続の原則、相続の効果、遺言と遺留分などである。 1. 家族法の基礎を身に付ける。
民法総則 【※2008 年度 カリキュラム科目】	民法の総則編を扱う。すなわち第1条の基本原則にはじまり、人、法人、物、法律行為、期間の計算、時効などである。法律行為の部分では、意思表示、代理、無効と取消し、条件・期限について概説する。 1. 民法第一編「総則」の諸制度、それに関する法律概念・用語・条文を正確に理解する。 2. 各制度の制度趣旨を理解する。 3. 基本的な条文の要件と効果を正確に把握する。 4. 具体的な紛争に適切な法規範を適用する能力を習得する。
有価証券法	手形法、小切手法を中心に、権利と証券が合体した有価証券の法理を講義する。権利を流通させる方法である有価証券制度が、金融の手段となる場面での特別な法規制について、民法の債権譲渡に関する規制と比較しながら検討する。 1. 手形法、小切手法の解釈に関する法理論を理解し、それに基づき手形や小切手を使用する際の基本的な知識を得る。 2. 手形や小切手を取扱う基礎的運用能力を獲得する。
ヨーロッパ政治外交史 【※2008 年度 カリキュラム科目】	それぞれの国によって多様なヨーロッパの政治からは、日本も多くを学んできた。また国家間の外交関係は、対立と戦争の時期を経て、強調と統合を求める現代に至っている。本科目は、ヨーロッパ諸国の内政と外交の展開を、相互の関係に注意しながら歴史的にフォローする。時期的には、ブルジョア革命に続く近代社会の成立期に始まり、帝国主義時代から戦後の政治外交に至るまでを通覧する。 1. ヨーロッパ政治史の諸問題を幅広く理解し、説明できる。
ヨーロッパ法	ヨーロッパ法に関する入門科目として位置づけられる。現在、欧州連合の加盟国は27カ国に達しており、欧州連合が立法する、いわゆるEU法の比重は極めて大きいものがある。また、実際に欧州諸国ではブリュッセルで立法された指令、規則などが大半を占めており、欧州各国の国内法との関係でも無視できない法状況にある。日本も、輸出国として製品の多くを欧州諸国に輸出しており、製造物責任法をはじめ、消費者保護規制など欧州の立法を契機に、日本においても同様に、EU法に対応した国内法が整備されている法分野も次第に増えている。本講義では、ヨーロッパ法の基礎的な概念を講義すると共に、欧州委員会、欧州議会、欧州司法裁判所、欧州人権裁判所などの欧州諸機関についても言及する。 1. ヨーロッパ法が適用されている欧州連合について基礎的な知識を確立し、日本法との関連性について認識を深める。

労働法	本講義では、前半で労働法を構成する領域のうち、主として労働組合と使用者との間で生ずる集団的な労働関係上の法的諸問題を扱う。具体的には、労働組合の結成と組合の内部関係、労働条件の改善をめぐる行われる団体交渉並びに経営参加、ストライキを典型とする争議行為と紛争調整手続き、労使間の労働条件その他についての取り決めである労働協約、使用者による労働基本権の侵害行為に対する救済制度である不当労働行為制度などを扱う。後半で労働者の労働条件を保護する法制度の内容並びに個々の労働者と使用者との間の労働契約関係上の法的諸問題を扱う。具体的には労働基準法の保護内容、労働契約の締結、配転・出向、賃金、労働時間・休憩・休日・年次有休休暇、女子の労働条件保護、労働条件や職場規律を定める就業規則、パートタイマーや派遣労働者の保護、職場の安全衛生と労災補償、解雇制限と雇用保障などを扱う。
	1. 複雑な現実から、労働法上の論点を発見する力を養う。 2. 論点について、労働法の基本視点を踏まえて、解決に向けて自ら考える力を培う。

ロースクール行政法 【※2012 年度 カリキュラム科目】	行政法Ⅰ・行政法Ⅱの履修を終えた学生のうち、とりわけ法科大学院への進学をめざす学生が3回生（または4回生）後期セメスターに履修する科目であり、これまでの講義では深めることのできなかった個別的な論点や複合的な論点等について学びを深める（講義形式）。
	1. 行政法総論・行政救済法についての理解を深化させる。特に「具体的な事案」から行政法の問題を抽出し、解答を与える能力を身につける。

ロースクール刑法Ⅰ 【※2012 年度 カリキュラム科目】	刑法Ⅰの履修を終えた学生のうち、とりわけ法科大学院への進学をめざす学生が2回生後期セメスターに履修する科目である。これまでの講義では深めることのできなかった個別的な論点や複合的な論点等について学びを深める（講義形式）。
	1. 刑法総論を中心に、主要な論点に関する判例と学説の検討を通じて、基礎知識を体系的に整理して理解し、多様な問題領域に対応するための基礎を固める。

ロースクール刑法Ⅱ 【※2012 年度 カリキュラム科目】	刑法Ⅰ・刑法Ⅱ・ロースクール刑法Ⅰの履修を終えた学生のうち、とりわけ法科大学院への進学をめざす学生が3回生前期セメスターに履修する科目であり、刑法についての事例問題を素材として答案作成練習や討論を繰り返し行う（演習形式）。
	1. 法科大学院既修者コース入学試験に合格できる程度の学力を修得する。事例と判例を素材に、論点が複合したり総論と各論が交錯する問題領域をとり上げて、刑法の基本をマスターした上でその有機的・総合的な理解ができる力を身につける。

ロースクール憲法Ⅰ 【※2012 年度 カリキュラム科目】	憲法Ⅰ・憲法Ⅱの履修を終えた学生のうち、とりわけ法科大学院への進学をめざす学生が2回生後期セメスターに履修する科目である。これまでの講義では深めることのできなかった個別的な論点や複合的な論点等について学びを深める（講義形式）。
	1. 憲法に関する諸問題を法的に解きほぐす能力を獲得する。憲法Ⅰ・Ⅱで得た知識を踏まえ、人権・統治機構についての代表的な判例・事件について、批判的かつ論理的な考察を深め、その過程を整合的に再現または再構成できる能力を獲得する。

ロースクール憲法Ⅱ 【※2012 年度 カリキュラム科目】	憲法Ⅰ・憲法Ⅱ・ロースクール憲法Ⅰの履修を終えた学生のうち、とりわけ法科大学院への進学をめざす学生が3回生前期セメスターに履修する科目であり、憲法についての事例問題を素材として答案作成練習や討論を繰り返し行う（演習形式）。
	1. 法科大学院既修者コース入学試験に合格できる程度の学力を修得する。憲法に関する重要判例の正確な理解を獲得するとともに、憲法に関わる諸事例について憲法に基づき考える力を修得する。

ロースクール商法 【※2012 年度 カリキュラム科目】	商法に関する科目の履修を終えた学生のうち、とりわけ法科大学院への進学をめざす学生が3回生後期セメスターに履修する科目であり、これまでの講義では深めることのできなかった個別的な論点や複合的な論点等について学びを深める（講義形式）。
	1. 商法、とくに会社法の理解を深める。重要判例と会社法理論体系の関係を理解し、具体的問題に対する対応力を身につける。

ロースクール民法Ⅰ 【※2012 年度 カリキュラム科目】	民法Ⅰ～Ⅳの履修を終えた学生のうち、とりわけ法科大学院への進学をめざす学生が3回生前期セメスターに履修する科目である。これまでの講義では深めることのできなかった個別的な論点や複合的な論点等について学びを深める（講義形式）。
	1. 民法（財産法）の基礎知識の確認と応用力を身につける。民法Ⅰ～Ⅳで得た知識を踏まえ、特に具体的なケースに関して、多くの事実関係の中から必要なものを抽出し、そこに適切な法規を適用して妥当な結論を導き出す力、すなわち紛争解決能力を涵養する。

ロースクール民法Ⅱ 【※2012 年度 カリキュラム科目】	民法Ⅰ～Ⅴ・ロースクール民法Ⅰの履修を終えた学生のうち、とりわけ法科大学院への進学をめざす学生が3回生後期セメスターに履修する科目であり、民法についての事例問題を素材として答案作成練習や討論を繰り返し行う（演習形式）。
	1. 法科大学院既修者コース入学試験に合格できる程度の学力を修得する。民法に関する重要判例の学習を通して、基礎知識のブラッシュアップをはかるとともに、複合的論点や横断的問題にも対処できる応用力を身につける。

注）以下の科目は、他学部開講責任科目です。到達目標はオンラインシラバスで確認してください。

活字メディア論 【産社】	新聞をはじめとして出版全般を対象とする。新聞・雑誌などのかたちで社会生活や政治生活に大きな役割をはたしてきただけでなく、文化や精神生活にも深くかかわってきた。電子出版といった新しい形もあらわられて来ている。本科目では、活字メディアにかかわる動向を理解したうえで社会・政治・文化などとの関係を研究する。
-----------------	---

現代政治理論 【政策】	政策過程を理論的にどのように捉えるかをめぐる一連の仮説を検討する。具体的に、多元主義モデル、権力エリート・モデル、階級政治モデル、政治システム論、新制度論などについて、その理論的系譜と概念構成、方法論的基礎などを比較検討する。こうしたマクロ・パラダイムとの関連で、デモクラシーや権力などの概念についても論じる。
----------------	--

政治意識論 【政策】	人々の意識に注目して、意識調査データを用いた経験主義的アプローチから、政治を分析することを目的とする。そのために政治意識の概念、観察、方法、機能、構造を知ると共に、最近の 이슈 と人々の意識、政治的態度と投票行動についての具体的垂な分析と分析のための理論モデルを検討する。
---------------	---

政治文化論 【政策】	政策過程は、さまざまな制度的要因－組織構造や政治システムの仕組み－に方向づけられるが、さらにもう一步踏み込んで考えてみると、組織や制度のありかたは、固有の文化的背景や市民意識のありかたによって規定されている。このように政策過程を背後から方向付ける政治文化の内容に経験的分析から迫る。
---------------	--

電波メディア論 【産社】	メディアから発信されるニュースの根幹を成す、ジャーナリズムの原則とは何かを実例を踏まえて議論する。特にテレビの影響力が増すにつれてニュースの表現技法がいかに進歩してきたか、例えばニュースショーの功罪などを分析するとともに、コマーシャルイズムが引き起こした問題についても取り扱う。さらにインターネットの発達によるメディアの多様化で、ニュースのあり方やジャーナリズムが如何に変容していくかも展望する。
-----------------	---

都市構造論 【産社】	一人ひとりにとって居心地のいい居住環境とはどのようなものなのかを明らかにするとともに、そのような環境を創出するための考え方や知恵や技を伝授する。多くの具体的事例を通して、「空間・場（都市・まち）」の質が「ひと」の在り方（社会関係や文化等）を規定し「できごと（生活のドラマ）」を誘発すると同時に、「ひと」の「思い」や「できごと」が「場」に意味を与えるという、「場」と「人」の「創り・創られる」相互浸透的で重層的な関係として「居住環境」を読み解く視点を学んでいく。
---------------	--

都市政策論 【産社】	都市政策とは、われわれが日常生活の場で直面する種々の都市問題を解決するための社会工学的取り組みに他ならない。本講義では、主として京都市を事例としつつ、都市のグランドデザインと局所的な地域デザインとの相互関係を分析する。このような作業を通じて、都市政策における基本コンセプトの構築方法とそれを具現化するための技術的アプローチの体系のあり方を考察する。
---------------	--

メディア・リテラシー論Ⅰ 【産社】	今日のメディア社会を主体的に生きるうえで不可欠な能力といえるメディア・リテラシーとその取り組みについて、理論に基づいて体系的に学ぶ。とくに本科目では、メディア・リテラシーの目標、基本概念、メディア研究モデル、学びの場の作り方、などの基本的枠組みを自ら行うメディア分析を通して実践的に理解し、メディアの社会的文脈を批判的かつ主体的に読み解くことができるようになることに力点を置く。
----------------------	---

政策科学プログラム科目

注）以下の科目の到達目標は、オンラインシラバスで確認してください。

環境計画論 【政策】	有限な資源の持続性を確保するため、大量生産・消費・廃棄型の経済社会とライフスタイルを見直し、さまざまな形でリサイクルするとともに、廃棄するものを最小限とすることで、循環型社会への転換する方法について学ぶ。特に、都市・地域の環境政策課題を中心に、環境管理、環境計画、環境制御等を体系的に学ぶ。
---------------	---

社会調査法 【政策】	社会調査の概要と具体的なデータ収集・分析の技法などを学ぶ科目である。調査データの二次的分析を体験することで、「調査の科学」とはどのようなものなのかを身につける。
---------------	--

戦略的環境アセスメント 【政策】	環境行政の中で重要な役割を有する環境アセスメントの成立の背景、枠組み、技法を理解させる。さらに、世界における環境アセスメントの実施状況を把握するとともに、日本における環境アセスメントの実施例を検討・評価し、有効性と限界性を学ばせる。
---------------------	--

データ解析入門 【政策】	問題解決にあたっては、さまざまなデータを活用する。データを加工し、新しい情報を創造し、これを知識へと高め、自分の知恵を豊富にする方法について学習する。学習の素材は、環境・地域問題、企業活動など身近な問題を取り上げる。また、実際の解析、プレゼンテーションスキルが身につくようにパソコンによる演習を適宜取り入れる。
-----------------	---

福祉社会論 【政策】	北欧における雇用と福祉の関係を、家族のなかの「ジェンダー」という視点から検討することを目的とする。その際、他のヨーロッパ諸国と「国際比較」することによって、北欧モデルの特徴を確認するとともに、共通課題を見いだす試みをおこなう。
---------------	---

法学部英語副専攻科目および展開外国語科目

アカデミック・ライティング 【※2008 年度 カリキュラム科目】	エッセイやターム・ペーパー、小論文等のアカデミックな英語の文章を書くために、効果的な語彙／表現の選択、論理展開の仕方、例の用い方、データの示し方等を学ぶ。
	1. 英語でエッセイやターム・ペーパー、小論文等のアカデミック一般の文章を書けるようになる。

英語アカデミック・ライティング 【※2012 年度 カリキュラム科目】	パラグラフの構成、引用やパラフレーズの仕方、参考文献の扱い方といったアカデミック・ライティングにおける基礎とともに、学術的な文章にふさわしい表現等も学ぶ。同時に、資料の探し方や文章を批判的に分析する力も習得する。
	英語でエッセイやターム・ペーパー、小論文等のアカデミック一般の文章を書けるようになる。

英語精読 【※2012 年度 カリキュラム科目】	緊密に構成された英文の丁寧な読解と分析を通じて、正確に読み取る力の伸長をはかるとともに、豊かな語彙を身につける。
	一定まとまりのある英語で書かれた論説や各種記事を、必要に応じて辞書を用いながら正確に読み解くことができるようになる。

英語セミナーⅠ 【※2012 年度 カリキュラム科目】	国内外の社会・文化や社会科学分野における諸問題を論じた英語文献を読み、議論することを通じて、英語の運用能力を総合的に高める。
	現代社会や社会科学一般に関する英語文献を理解し、必要に応じて適切なリサーチを行い、得られた情報をもとに英語で議論する力を身につける。

英語セミナーⅡ 【※2012 年度 カリキュラム科目】	国内外の社会・文化や社会科学分野における諸問題を論じた英語文献を読み、議論することを通じて、英語の総合的運用能力をさらに高める。
	現代社会や社会科学一般に関する英語文献を理解し、必要に応じて適切なリサーチを行い、得られた情報をもとに英語で議論する力を身につける。

英語ディベート・ディスカッション 【※2012 年度 カリキュラム科目】	ディベートやディスカッションの基本的なルールを学び、自分の意見を論理的かつ説得的に述べるだけでなく、相手の意見に対し、的確な質疑ができるようになることを目指す。
	英語でのディベートやディスカッションの基礎を身につけ、実践できるようになる。

英語で学ぶ現代社会Ⅰ（中級） 英語で学ぶ現代社会Ⅰ（中上級） 英語で学ぶ現代社会Ⅰ（上級） 英語で学ぶ現代社会Ⅱ（中級） 英語で学ぶ現代社会Ⅱ（中上級） 英語で学ぶ現代社会Ⅱ（上級） 【※2008 年度カリキュラム科目】	法律・政治・経済・文化等現代社会に関する諸問題を多角的に理解し、これらを扱った英語文献を正しく読み解く力を育成する。
	1. 英語の語彙力・表現力を身に付け、英語文献の内容を正しく理解する読解力を身に付ける。

英語で学ぶ社会・文化（中級） 英語で学ぶ社会・文化（中上級） 【※2012 年度カリキュラム科目】	主に中上級者・中級者を対象とし、現代の社会・文化に関わる明快な英文の読解を軸に、その要約や討論を通じて、総合的な英語運用能力を高めるとともに、現代社会に対する理解を深める。
	1. 英語文献の内容を正しく理解する力をのばし、現代的な語彙力・表現力を身につける。
英語特殊講義（中級） 英語特殊講義（中上級） 【※2012 年度 カリキュラム科目】	社会、文化、政治などに関連するテーマを扱いながら、英文資料の読解、英語講義の聴解、その他の活動を通して英語力の伸長をはかる科目である。語彙を増やし、いろいろなトピックについて分析・議論できる力を伸ばすことも狙う。
	1. 法律・政治及びその関連分野に関する英語表現を身につけ、関連する問題に関して英語で自分の意見を伝えることができるようになる。
英語のリスニングと発音 【※2012 年度カリキュラム科目】	発音の基礎と効果的なリスニング技能を体系的に学ぶ科目である。音の変化、イントネーションのパターン、アクセント、音の高低などについて学び、効果的なコミュニケーションに役立てる。
	1. 英語音声の特徴を理解し、英語の発音を理解すると共に、実践的なリスニング力及びスピーキング力を身につける。
英語フィルムに学ぶ現代社会 【※2012 年度カリキュラム】	映画やドキュメンタリーといった映像資料に描かれた現代社会の諸問題を分析しながら英語運用能力の向上をはかる。指定された映像を授業までに視聴しておき、考察したことを口頭あるいは文章で表現する。
	1. 映像を通した現代社会の諸問題への知識・関心を深めると共に、映像の内容を理解し、それについて議論できる英語力を身につける。
英語プレゼンテーション討論 【※2008 年度 カリキュラム科目】	口頭による英語表現技術をさらに発展させることを目指す科目である。様々なトピックに関して、批判的に洞察し、自らの意見を構築、そしてそれをディスカッションやディベートという形を通じて表現していく力を養成する。
	1. 英語での基礎的なディベートやディスカッションの実践を通じて、プレゼンテーションの力を高める。
英語音声クリニック 【※2008 年度 カリキュラム科目】	発音技術の向上はもちろん、リスニング能力の向上のためにも有効な英語音声学の基礎（日本人の外国語学習者が不得意とする音の脱落、リエゾン、同化、などの音の変化を始め、アクセント、抑揚のパターンなど）を学ぶ。また、短いスピーチ練習なども行う。主に2回生後期以降での受講を勧める。
	1. 英語音声の特徴を理解し、英語の発音を理解すると共に、実践的なリスニング力及びスピーキング力を身につける。
英語社会・文化Ⅰ 英語社会・文化Ⅱ 【※2008 年度 カリキュラム科目】	現代の社会・文化に関わる基本的な英文の読解を軸に、その要約や討論を通じて総合的な英語運用能力を高めるとともに、学術研究の基礎である批判的思考力（critical thinking）を養う。
	1. 社会・文化に関わる英語文献を理解し、必要に応じて適切なリサーチを行い、得られた情報をもとに英語で議論する力を身につける。
専門中国語Ⅰ	必修中国語で学んだ文法・語彙・表現の知識を確かなものにし、中国語で書かれた社会科学に関する基礎的な文章を読み解く力を養う。また、社会事象に対する自己の考えを表現する力を身につける。
	1. 基礎的な中国語で書かれた文章を読みこなすことができる。 2. 基礎的な中国語運用能力を用いて自分の考えを表現することができる。 3. 現代の中国語圏の社会事象について基礎的な知識を得る。
専門中国語Ⅱ	発展的な文法・語彙・表現の知識を用いながら、中国語で書かれた社会科学に関するやや高度な文章を読み解く力を養う。また、社会事象に対する自己の考えを表現する力を身につける。
	1. やや高度な中国語の文章を読みこなすことができる。 2. やや高度な中国語運用能力を用いて自分の考えを表現することができる。 3. 現代の中国語圏の社会事象についてより深い知識を得る。
専門中国語Ⅲ	法学・政治学に関連した文献を読み解きながら、中国語圏の社会事象に対する理解を深めると同時に、高度な中国語の運用能力の向上を図る。
	1. 高度な中国語の文章を読みこなすことができる。 2. 高度な中国語運用能力を用いて自分の考えを表現することができる。 3. 現代の中国語圏の法学・政治学に関連する問題について深い知識を得る。
専門ドイツ語Ⅰ	必修ドイツ語で学んだ文法・語彙・表現の知識を確かなものにし、ドイツ語で書かれた社会科学に関する基礎的な文章を読み解く力を養う。また、社会事象に対する自己の考えを表現する力を身につける。
	1. 基礎的なドイツ語で書かれた文章を読みこなすことができる。 2. 基礎的なドイツ語運用能力を用いて自分の考えを表現することができる。 3. 現代のドイツ語圏の社会事象について基礎的な知識を得る。
専門ドイツ語Ⅱ	発展的な文法・語彙・表現の知識を用いながら、ドイツ語で書かれた社会科学に関するやや高度な文章を読み解く力を養う。また、社会事象に対する自己の考えを表現する力を身につける。
	1. やや高度なドイツ語の文章を読みこなすことができる。 2. やや高度なドイツ語運用能力を用いて自分の考えを表現することができる。 3. 現代のドイツ語圏の社会事象についてより深い知識を得る。
専門ドイツ語Ⅲ	法学・政治学に関連した文献を読み解きながら、ドイツ語圏の社会事象に対する理解を深めると同時に、高度なドイツ語の運用能力の向上を図る。

	1. 高度なドイツ語の文章を読みこなすことができる。 2. 高度なドイツ語運用能力を用いて自分の考えを表現することができる。 3. 現代のドイツ語圏の法学・政治学に関連する問題について深い知識を得る。
--	--

専門フランス語Ⅰ	必修フランス語で学んだ文法・語彙・表現の知識を確かなものにし、フランス語で書かれた社会科学に関する基礎的な文章を読み解く力を養う。また、社会事象に対する自己の考えを表現する力を身につける。
	1. 基礎的なフランス語で書かれた文章を読みこなすことができる。 2. 基礎的なフランス語運用能力を用いて自分の考えを表現することができる。 3. 現代のフランス語圏の社会事象について基礎的な知識を得る。

専門フランス語Ⅱ	発展的な文法・語彙・表現の知識を用いながら、フランス語で書かれた社会科学に関するやや高度な文章を読み解く力を養う。また、社会事象に対する自己の考えを表現する力を身につける。
	1. やや高度なフランス語の文章を読みこなすことができる。 2. やや高度なフランス語運用能力を用いて自分の考えを表現することができる。 3. 現代のフランス語圏の社会事象についてより深い知識を得る。

専門フランス語Ⅲ	法学・政治学に関連した文献を読み解きながら、フランス語圏の社会事象に対する理解を深めると同時に、高度なフランス語の運用能力の向上を図る。
	1. 高度なフランス語の文章を読みこなすことができる。 2. 高度なフランス語運用能力を用いて自分の考えを表現することができる。 3. 現代のフランス語圏の法学・政治学に関連する問題について深い知識を得る。

大学英文法・語彙Ⅰ 【※2012 年度 カリキュラム科目】	準中級者・中級者を対象に、高い意欲と明確な学習目標を持つ学生のために、語彙・文法を中心に基礎を固め、英語の4技能の総合的な運用能力の伸長をはかる。
	1. アカデミックな場において必要となる英語の基礎的な語彙力を身につけ、文法事項を理解し、それらを正しく使えるようになる。

大学英文法・語彙Ⅱ 【※2012 年度 カリキュラム科目】	準中級者・中級者を対象に、高い意欲と明確な学習目標を持つ学生のために、語彙・文法を中心に学習を進め、英語の4技能の総合的な運用能力をさらに高める。
	1. アカデミックな場において必要となる英語の基礎的な語彙力を身につけ、文法事項を理解し、それらを正しく使えるようになる。

法政英書講読Ⅰ 法政英書講読Ⅱ	英語文献の読解を通して、外国の法律学・政治学の基本的枠組みを体系的に学習する。日本語の専門文献を読解するのと同様に英語の専門文献を読み、その内容を理解する。
	1. 法律・政治学に関する専門的内容を、正確に理解する力を養う。 2. また、それに必要な英語読解力を培う。

法政英語セミナーⅠ 法政英語セミナーⅡ 【※2008 年度 カリキュラム科目】	Up-to-date な問題を扱って、日本の法・政治に対していろいろな面で影響を及ぼしている英米法圏の諸国の法律・政治制度に関する現代的問題について理解を深める。
	1. 英米法圏の諸国の法律・政治制度に関する現代的問題を、正確に理解する力を養う。 2. またそれに必要な英語読解力を培う。

法政英語特殊講義ワークⅠ（中級） 法政英語特殊講義ワークⅠ（中上級） 法政英語特殊講義ワークⅡ（中級） 法政英語特殊講義ワークⅡ（中上級） 【※2008 年度カリキュラム科目】	法律・政治及びその関連分野に関するローカル及びグローバルなトピックを英語で理解し発信できる力を養う。
	1. 法律・政治及びその関連分野に関する英語表現を身につけ、関連する問題に関して英語で自分の意見を伝えることができるようになる。

法政英語特殊講義Ⅰ 法政英語特殊講義Ⅱ	英語で学ぶ現代社会、法政英語特殊講義ワーク等の他の法律・政治の専門的英語の基礎力養成クラスを通して培ってきた英語の運用能力を応用し、各専門分野に関するより深い理解を得ることを目的とする。英語による情報検索を含む講義を行うクラスもある。
	1. 法律・政治学に関する専門的内容を、正確に理解する力を養う。 2. また、それに必要な英語読解力を培う。

メディア英語 【※2012 年度 カリキュラム科目】	新聞・雑誌・TV・インターネットなどのメディアに見られる英語に親しむ科目。英文情報の読解あるいは聴解を基礎に、さまざまな分野の時事問題に関する語彙を増やし知識を高める。
	1. 各種メディアで用いられている現代的な英語表現を理解できるようになる。同時に現代社会の諸問題への関心・知識を高める。

リーガル・ライティング 【※2008 年度 カリキュラム科目】	基本的な英文売買契約について、売主・買主双方の立場から起草した契約書を比較しながら訳出・解説していく。その後に秘密保持契約・ライセンス契約についても同じく行うことによって、英文契約書に良く使われる単語・フレーズを習得するとともに、どの英文契約書にも頻繁に使用される一般条項（ボイラー・プレート）になじんでもらう。
	1. 将来国際取引の場面で役に立つように、基本的な英文契約書の仕組みや英文契約書に特有の表現を身につける。

実習・留学プログラム科目

公共政策実習	地方自治体や公共機関などの公務の現場で、実際の仕事を体験することを通じて、現場が抱えている問題や、学問と行政・公共機関との関わりを学び、その後の学習や進路への目的意識の深化や進路開拓への発展を図る、法学部独自のインターンシップ科目である。48時間以上の実習、事前・事後講義、実習報告会への参加、公共政策実習レポートを提出することにより単位認定される。
	1. 行政組織の中で働くことの意味と、公務員が市民という存在を職務においてどのように意識しているかを理解する。 2. 行政上の課題発見能力を養う。 3. 実習を通じて発見したこと及び考えたことを、実習先自治体の職員と住民に対して発表し、そして大学において「実習報告会」を開催することによって、プレゼンテーション能力を開発する。 4. 実習で得た課題をレポートとしてまとめることによって、課題を発展的に探究し、論述する能力を養う。

法政海外フィールド・スタディ	春休みに行う法政海外フィールド・スタディの研修の前に、研修に必要な外国法制度の基礎知識を学びつつ、また外国研修ではプログラムが用意されている（各年度の「募集要項」参照）。
	1. 基本的な外国法制度をおおまかにマスターする。 2. 海外研修を充実したものにする。

法務実習	【司法特修（「法曹フィールドワーク演習」履修者）科目】 2回生後期に法律事務所・司法書士事務所などで実習を行う法学部独自のインターンシップ科目である。弁護士・司法書士等の法律専門職の仕事を現場で見聞することを通じて、法と現実との関わりや司法の現場が抱えている問題を学び、将来の進路の動機付けを図る。48時間以上の実習、事前・事後講義、実習レポートを提出することにより単位認定される。
	1. 法律実務の一端を知ることにより、将来の法科大学院や司法書士試験など難関試験への挑戦の課題を認識する。

法学部キャリア形成科目

キャリア形成科目（法学科（特修除く））

社会に生きる法	単なる法的知識の技術的適用を超えた、「ものの見方・考え方」、「効果的かつ公正な問題解決のための判断力・思考力」にかかわるリーガル・マインドとはなにか、それが社会のなかでどのように生きているか、生かすことができるかを理解することによって、今後の法学部での学びの動機づけ・方向づけを行い、自分の進路について真剣に考える機会とする。
	1. たんなる法的知識の技術的適用を超えた、「ものの見方・考え方」、「効果的かつ公正な問題解決のための判断力・思考力」にかかわるリーガル・マインドとはなにかを理解する。 2. 今後の法学部での学びの動機づけ・方向づけを行い、自分の進路について真剣に考える。

キャリア形成科目（司法特修）

法曹入門	司法特修のキャリア形成科目として、所属学生を対象に、法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）をはじめとする法律実務家について、その職務の内容、職業倫理、仕事のやりがい等の観点から講義をし、進路イメージを明確化させる。本講義は、視聴覚教材などを使いながら訴訟制度のあらましや問題点などを学び法曹実務に対する興味を喚起する導入的な講義の後、上記の事柄について法律実務経験を有するゲスト講師による講義によって構成される。成績評価は、最終講義において到達度検証テストを実施し、その成績に平常点を加味しながら、科目担当者が行う。
	1. 法律実務の一線で活躍されている法律系専門職の講師による講義を通じて、その職務の内容や職業倫理、仕事のやり甲斐を知り、今日の訴訟実務の現状と課題に関する認識を深める。 2. これらを踏まえて、自らのキャリア形成に向けてモチベーションを高める。

法曹フィールドワーク演習	将来、法曹（裁判官・検察官・弁護士）となることを志す受講者向けの講座である。受講者が法曹三者あるいは当事者本人・証人等の役割を担当して模擬裁判を行うことを通じて、法律と裁判制度の社会的な存在意義を感得し、訴訟実務の基本を理解することを目的とする。受講生は、各30名の2クラスに分け、民事・刑事の模擬裁判を行う。
	1. 社会のなかで法曹がどのように考え、どのような仕事をし、どのように社会に貢献しているのかについて、模擬裁判に取り組むことを通じて法曹イメージを具体化・明確化した上で、それと法学部での学びとを接合させ、法曹進路のモチベーションを強化し、その後の学びを動機づけ・方向付けることができる。

キャリア形成科目（公務行政特修）

公務行政セミナー	公務行政特修のキャリア形成科目である。大学院公務研究科との連携をはかり、官公庁勤務の人々を招き実務現場の話を聞くことなどを通じて、公務員の職務と活動に関する、政治行政学・法律学両面からの基本的な理解を獲得し、公務行政特修の学生の進路目標に対する動機付けを強化することをめざす。
	1. 受講者の進路との関係で、行政や公務員についての興味関心や基礎知識を養う。

キャリア形成科目（国際法務特修）

国際法務入門 【※2012年度 カリキュラム科目】	国際法務特修において、学生が将来の進路を考えるためのキャリア形成導入のための科目である。第一に、留学・インターンシップの教学的意義やそれらに必要な一般的な知識および、現地にて必要な国際的あるいは比較法的な法学知識を扱う。第二に、国際法務の第一線で活躍する実務家（国際機関・NGO・地方自治体の国際的な部課に勤務する職員、外交官、渉外弁護士など）を招くなど、実務の現場の状況や職務の概要についても扱う。
	1. 留学・インターンシップの意義、留学・インターンシップに臨む心構え、それらに必要な一般的な知識を修得する。 2. 広義の国際法務の第一線で活躍する実務家（国際機関・NGO・地方自治体の国際的な部課に勤務する職員、外交官、渉外弁護士など）の問題意識に触れて、国際的なキャリア形成への意識を高める。

入門・国際法務 【※2008年度 カリキュラム科目】	国際法務特修において、学生が将来の進路を考えるためのキャリア形成導入のための科目である。第一に、留学・インターンシップの教学的意義やそれらに必要な一般的な知識および、現地にて必要な国際的あるいは比較法的な法学知識を扱う。第二に、国際法務の第一線で活躍する実務家（国際機関・NGO・地方自治体の国際的な部課に勤務する職員、外交官、渉外弁護士など）を招くなど、実務の現場の状況や職務の概要についても扱う。
	1. 留学・インターンシップの意義、留学・インターンシップに臨む心構え、それらに必要な一般的な知識を修得する。 2. 広義の国際法務の第一線で活躍する実務家（国際機関・NGO・地方自治体の国際的な部課に勤務する職員、外交官、渉外弁護士など）の問題意識に触れて、国際的なキャリア形成への意識を高める。

全学インターンシップ・キャリア形成科目

インターンシップ入門 【※2008 年度 カリキュラム科目】	インターンシップ（産学連携教育）の準備段階として、理論武装とともに問題発見・課題解決能力に必要な諸能力や、エントリーシート作成に関する実務的能力を習得する。併せて、それら実践的な内容の授業を通じて、座学（学部教学）の重要性に対する気づきも育む。
	1. 理論（産学連携教育、キャリア教育）と実践（問題発見・課題解決への挑戦）の往還を通じて、大学における学びの検証を行う。
海外インターンシップ（専門） 【※2008 年度 カリキュラム科目】	国内インターンシップと同様に、夏期、春期に分けて事前研修、事後研修を行い、学びの検証というインターンシップ本来の趣旨を十分に理解し、充実したインターンシップの実践を図る。海外インターンシップを通じて、それぞれの文化の違いや多様な価値観を知り、グローバル社会における自律的な学びを展開する。
	1. 事前研修では、インターンシップの主旨について学ぶほか、リスクマネジメント、ビジネスマナー・マインド、企業研究など各種研修を用意し、インターンシップにおける総合的な学びの実現を目指す。 2. 事後研修では、その成果を内省化するためのグループワークや発表を用意し、インターンシップにおける学びと大学の学びのつながりを深く理解する。海外インターンシップを通じて、国際社会における多様な価値観を知り、柔軟なコミュニケーション能力を身につける。
キャリア形成論Ⅲ 【※2008 年度 カリキュラム科目】	立命館大学の英知を結集し、総合大学に学ぶアイデンティティの確立とともに、会社に代表されるビジネス社会を「経済学、経営学」「法学」「総合科学」の3科学領域から解析し、所属学部の学びに立ち返る。
	1. ビジネス社会を客観的（科学的）に認識する力を育むとともに、立命館大学で学ぶアイデンティティの確立を目指す。
キャリア形成論Ⅲ （コーオプ教育概論） 【※2008 年度 カリキュラム科目】	高度なインターンシップ、コーオプ教育に臨む基本的な知識、スキルを学習する。同時に、大学院生と学部生の講義内での交流を通じて、人間的な成長の促進も図る。
	1. 高度人材に求められる知見、スキルの獲得を目指す。
国内インターンシップ（専門） 【※2008 年度 カリキュラム科目】	夏期、春期に分けて事前研修、事後研修を行い、学びの検証というインターンシップ本来の趣旨を十分に理解し、充実したインターンシップの実践を図る。
	1. 事前研修では、インターンシップの主旨について学ぶほか、リスクマネジメント、ビジネスマナー・マインド、企業研究など各種研修を用意し、インターンシップにおける総合的な学びの実現を目指す。 2. 事後研修では、その成果を内省化するためのグループワークや発表を用意し、インターンシップにおける学びと大学の学びのつながりを深く理解することを目指す。
コーオプ演習	夏期休暇期間を含めた実質半年間をかけて、学生チームの力で企業等が抱える現実課題の解決に挑戦する長期インターンシップ（米国でのコーオプ教育）。
	1. 学習成果を専攻学問にフィードバックし、学びの検証とともに発展的な学びにつなげる、 2. 知識基盤社会に向けて求められる高い問題発見・企画立案能力を涵養する 3. 教室では容易に学び得ない自律的な学習意志・姿勢を確立する、などの高い到達目標を目指す。
コーオプ教育概論 【※2012 年度 カリキュラム科目】	理論的学習（産学連携教育の世界的動向分析と研究）と問題発見・課題解決能力に代表される実践的学習を往還することで、体験的学習（「全学インターンシップ」「コーオプ演習」「シチズンシップ・スタディーズ」等を想定）の事前・事後学習機能を持たせる。
	産学連携教育研究と実践学習をもとに、問題発見・課題解決の能力等の実践的な能力の獲得を目指す。
全学インターンシップ 【※2012 年度 カリキュラム科目】	日頃ごろ学んでいる「専攻学問（あるいは、興味や関心をもっている学問領域）」が社会でどのように役立っているのか、その社会的な役割や意義を理解するとともに、学ぶ楽しさや面白さの気づきを、「幅広い業種での職場体験」を通じて検証する。
	インターンシップ実習で得た気づきをもとに、大学における学びの検証を図るとともに、大学での学びの目標を設定できるようにする。
地域活性化ボランティア 【※2008 年度 カリキュラム科目】	ボランティア活動は地域社会に貢献する活動であり、それ自体大きな意義を持っているが、活動する学生にとっても、その学びと成長に寄与する重要な機会となっている。その学びと成長とは、社会構成員としての責任感や積極性、および協調性といった地域社会の一員としての自覚と能力であり、また、専門知識の応用的な理解も促進される。本科目では、地域課題に即したボランティア活動を、こうした教育的効果が得られるようサービスラーニング教育手法を用いて構成する。